
令和7年 3 月 宇 美 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第2日)

令和7年3月10日(月曜日)

提出された案件は次のとおり

日程第1 同意第1号 宇美町監査委員の選任について

日程第2 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第3 議案第6号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について

日程第4 議案第7号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更について
(令和5～7年度町道竹ケ下～桜ヶ丘線災害復旧工事)

日程第5 議案第8号 工事請負契約の締結について
(令和6・7年度武道館外壁・屋根及び内部等改修工事)

日程第6 議案第9号 宇美町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第10号 宇美町課設置条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第11号 町税条例及び宇美町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について

日程第9 議案第12号 宇美町上水道企業職員及び下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第13号 宇美町職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例について

日程第11 議案第14号 宇美町こども教育総合支援センター条例の一部を改正する条例について

日程第12 議案第15号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

日程第13 議案第16号 令和6年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

日程第14 議案第17号 令和6年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

日程第15 議案第18号 令和6年度宇美町上水道事業会計補正予算(第4号)

日程第16 議案第19号 令和6年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第4号)

日程第 17 議案第 20 号 令和 6 年度宇美町一般会計補正予算（第 9 号）

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 同意第 1 号 宇美町監査委員の選任について
- 日程第 2 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 3 議案第 6 号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第 4 議案第 7 号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更について
（令和 5～7 年度町道竹ヶ下～桜ヶ丘線災害復旧工事）
- 日程第 5 議案第 8 号 工事請負契約の締結について
（令和 6・7 年度武道館外壁・屋根及び内部等改修工事）
- 日程第 6 議案第 9 号 宇美町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 10 号 宇美町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 11 号 町税条例及び宇美町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 12 号 宇美町上水道企業職員及び下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 13 号 宇美町職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 14 号 宇美町こども教育総合支援センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 15 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第 13 議案第 16 号 令和 6 年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 14 議案第 17 号 令和 6 年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 15 議案第 18 号 令和 6 年度宇美町上水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 16 議案第 19 号 令和 6 年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 17 議案第 20 号 令和 6 年度宇美町一般会計補正予算（第 9 号）
-

出席議員（１２名）

１番 小林 孝昭	２番 安川 禎幸
３番 高橋 紳章	４番 丸山 康夫
５番 平野 龍彦	６番 安川 繁典
７番 入江 政行	８番 黒川 悟
９番 鳴海 圭矢	１０番 白水 英至
１１番 藤木 泰	１２番 古賀ひろ子

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 太田 美和	
書記 中山 直子	書記 松田 好弘

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 安川 茂伸	副町長 …………… 原田 和幸
副町長 …………… 一木 孝敏	教育長 …………… 折居 邦成
総務課長 …………… 八島 勝行	地域コミュニティ課長 …… 太田 一男
シティプロモーション課長 …… 瓦田 浩一	企画財政課長 …………… 工藤 正人
税務課長 …………… 田口 嘉輝	会計課長 …………… 大神 隆史
住民課長 …………… 野田 幸二	健康課長 …………… 水野 治也
福祉課長 …………… 佐伯 剛美	環境課長 …………… 石川 和男
管財課長 …………… 矢野 量久	都市整備課長 …………… 藤木 義和
上下水道課長 …………… 前田 友博	学校教育課長 …………… 川畑 廣典
社会教育課長 …………… 竹下 健一	こどもみらい課長 …… 入江 和美

10時00分開議

○議会事務局長（太田美和）

起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

本日の議事日程第２号を表示しておりますので、御確認ください。

○議長（古賀ひろ子）

改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

日程第1. 同意第1号

○議長（古賀ひろ子）

日程第1、同意第1号 宇美町監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。八島総務課長。

○総務課長（八島勝行）

それでは、同意第1号 宇美町監査委員の選任について説明をいたします。

宇美町監査委員に次の者を選任いたします。氏名は、平島忠雄氏。住所、生年月日につきましては記載のとおりでございます。

提案理由につきましては、識見を有する者のうちから選任された監査委員平島忠雄氏の任期が令和7年3月21日で満了することに伴い、同氏を再任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

2ページに、参考資料1として、平島忠雄氏の経歴略歴を添付しております、御参照ください。

また、3ページに参考資料2として、上段に地方自治法の抜粋、下段に現在の監査委員の名簿を掲載しております。監査委員の定数は地方自治法第195条第2項で町村にあっては2人と定められており、また第196条におきまして、1人は識見を有する者からの選任、もう一人は議員から選任することと定められております。

任期は、第197条におきまして、識見を有する者は4年と定められており、本日平島忠雄氏の選任の同意を得られましたら、任期は令和7年3月22日から令和11年3月21日までの4年間となるものでございます。

以上で説明を終わります。御同意いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりました。

これから、同意第1号 宇美町監査委員の選任についてを採決します。この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（古賀ひろ子）

ただいまの出席議員数は11人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に9番、鳴海議員及び10番、白水議員を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（古賀ひろ子）

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（古賀ひろ子）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議会事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

〔事務局長点呼・議員投票〕

.....					
1 番	小林	議員	2 番	安川	議員
3 番	高橋	議員	4 番	丸山	議員
5 番	平野	議員	6 番	安川	議員
7 番	入江	議員	8 番	黒川	議員
9 番	鳴海	議員	1 0 番	白水	議員
1 1 番	藤木	議員			
.....					

○議長（古賀ひろ子）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。9番、鳴海議員及び10番、白水議員、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（古賀ひろ子）

投票の結果を報告します。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち賛成 10 票、反対 1 票。

以上のとおり、賛成が多数です。したがって、同意第 1 号 宇美町監査委員の選任については同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

日程第 2. 諮問第 1 号

○議長（古賀ひろ子）

日程第 2、諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐伯福祉課長。

○福祉課長（佐伯剛美）

失礼いたします。諮問第 1 号でございます。人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦いたします。氏名は中原貴子氏でございます。住所、生年月日については記載のとおりでございます。御確認をお願いいたします。

提案理由です。中原貴子氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

ページをおめくりください。2 ページには、参考資料 1 として中原貴子氏の略歴を記載しております。御参照願います。

3 ページお願いいたします。3 ページには、参考資料 2 として、上段には人権擁護委員法の抜粋、下段には人権擁護委員名簿を記載させていただいております。

下段の表を御覧ください。一番下に吉村龍行氏がございますが、吉村龍行氏の任期が令和 7 年 6 月 30 日で満了することにより、後任として中原貴子氏を推薦するものでございます。

中段になりますが、人権擁護委員法の第 9 条を御覧ください。委員の任期になりますが、人権擁護委員の任期は 3 年とするとされております。

したがって、中原貴子氏が承認された場合は、令和 7 年 7 月 1 日から令和 10 年 6 月 30 日までの 3 年間の任期となるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御同意いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりました。

今から答申の意見を調整するため、暫時休憩とします。

議員全員及び執行部の担当者は、第2委員会室にお集まりください。

10時12分休憩

.....

10時18分再開

○議長（古賀ひろ子）

休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りします。諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、配付しました意見のとおり答申したいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は配付しました意見のとおり答申することに決定しました。

_____ . _____ . _____

日程第3. 議案第6号

○議長（古賀ひろ子）

日程第3、議案第6号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。八島総務課長。

○総務課長（八島勝行）

議案第6号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について御説明をいたします。

本議案は、地方自治法第286条第1項の規定により、令和7年3月31日を限り、福岡県市町村職員退職手当組合から下田川清掃施設組合を脱退させ、令和7年4月1日から福岡県市町村職員退職手当組合同約を変更するものでございます。

提案理由につきましては、令和7年3月31日を限り、下田川清掃施設組合が解散されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少し、福岡県市町村職員退職手当組合同約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案の2ページが、福岡県市町村職員退職手当組合同約の一部を変更する規約の案、3ページ以降が、新旧対照表となっております。

改正の内容につきましては、新旧対照表を使って説明をさせていただきます。新旧対照表は、右が旧、左が新となっております。

令和7年3月31日を限り、下田川清掃施設組合が解散されることに伴いまして、3ページの別表第1の田川郡の項の中で、下田川清掃施設組合、アンダーラインがあるところでございます、及び4ページの別表第2の第5区の項中の下田川清掃施設組合、この2つを削るものでございます。

なお、この規約は令和7年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第6号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同規約の変更についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第7号

○議長（古賀ひろ子）

日程第4、議案第7号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。藤木都市整備課長。

○都市整備課長（藤木義和）

よろしく願いいたします。議案第7号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更について御説明を申し上げます。

提案理由でございますが、令和6年1月18日付議案第1号をもって議決された令和5年から7年度町道竹ケ下～桜ヶ丘線災害復旧工事を施行中のところ、のり枠アンカー工事におけるアンカー長の増工等に伴い、工事請負契約額の3億6,300万円を6,408万1,600円増額し、4億2,708万1,600円と改める内容の一部を変更するに当たりまして、宇美町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案書2ページ、参考資料1をお願いいたします。

議案第7号の概要を掲載いたしております。増工の主な要因は、アンカー定着地盤調査の追加、アンカー長の変更及び現場発生土の流用並びに処分費等を増額することが要因となっております。

1、変更の概要。工事請負契約額、変更前3億6,300万円、変更後4億2,708万1,600円、増減6,408万1,600円の増額。

工種、変更理由、増減の順に読み上げさせていただきます。

①アンカー工、アンカー定着地盤調査の追加及びアンカー長の変更、4,625万8,600円。

②処分工、現場発生土V6,440立米の流用及び処分費の増加、1,323万7,000円。

③その他、単価及び資材費等の変更、458万6,000円。

2、工期。令和6年1月19日から令和8年3月30日、802日間でございます。

工事請負入。住所又は所在地、福岡県福岡市博多区東比恵三丁目16番14号。氏名又は名称、飯田建設株式会社。代表者資格氏名は記載のとおりでございます。

議案書を3ページ、参考資料2をお願いいたします。

資料中央の右側に変更の主な内容を表にまとめております。主な変更になります①アンカー工について詳細に記載をいたしております。左側のイメージした標準断面図に赤色で着色した部分が変更となった箇所でございます。（1）のアンカーの定着地盤を調査するための地質調査ボーリング及びアンカーの引抜試験、（2）の定着地盤の変更に伴うアンカー長の変更、最後に、上記作業等に伴う安全費が主な構成となっております。

②処分工につきましては、仮設道路や大型土のう等の撤去に伴う費用で、流用先までの運搬費及び処分場までの運搬、処分費となっております。

③その他労務費や土木資材等の上昇に伴う変更となっております。

簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

ひばりが丘の災害復旧については、たびたび延期がされてまいりますが、今回の事業内容変更がもう最後の変更だというふうに理解してよろしいですか。これ以上の変更はもう起こり得る可能性はないというふうに解釈してよろしいですか。

○議長（古賀ひろ子）

藤木課長。

○都市整備課長（藤木義和）

今回の変更につきましては、主にアンカーと処分費が主なものでございます。今後につきましては、今後、現場状況によっては、考えられなくもないんですが、最終的には、精算変更というのが当然出てまいりますので、議決内容の変更については、年度が変わりました7年度中でまた精算、もしくは大きなものが出た場合には、御報告申し上げることとなりますが、以上でございます。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第7号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第5．議案第8号

○議長（古賀ひろ子）

日程第5、議案第8号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹下社会教育課長。

○社会教育課長（竹下健一）

よろしくお願いいたします。議案第8号 工事請負契約の締結について。令和6・7年度武道

館外壁・屋根及び内部等改修工事について、次のように工事請負契約を締結するものとする。令和7年3月6日提出。宇美町長、安川茂伸。

1、工事箇所、福岡県糟屋郡宇美町宇美五丁目地内。2、請負契約額、2億5,630万円。
3、工事請負人、住所又は所在地、福岡県糟屋郡宇美町桜原一丁目2番39号。氏名又は名称、株式会社岩堀工務店宇美営業所。代表者資格氏名、営業所長、内田登美雄。

提案理由でございますが、令和6・7年度武道館外壁・屋根及び内部等改修工事を施行するため、令和7年2月13日に指名競争入札を執行し工事請負人を定めたが、その者と工事請負契約を締結するに当たり、宇美町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

参考資料1、2ページを御覧ください。

1の工事概要ですが、宇美町立武道館は平成7年度に建設しており、現在29年が経過しております。今回の改修工事では、主に建築工事として外壁改修、屋根改修、内部改修、外構改修を行い、併せて電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事を実施することとしております。

参考資料2、3ページを御覧ください。

こちらは、剣道場、柔道場の改修概要になります。主な改修について御説明をさせていただきます。1階、剣道場に関しましては、フローリングは研磨し、ウレタン塗装を行います。不良箇所については部分的な貼り替えを行うこととしております。2階、柔道場に関しましては、柔道畳を全て新規に更新し、周囲のフローリング部を研磨し、ウレタン塗装を行います。天井につきましてはシステム天井の撤去・更新を行い、照明はLED化を行うこととしております。そして、1階、2階ともに壁は塗り替えを行うこととしております。そのほか1階・2階にそれぞれ設置している可動間仕切りについては撤去し、軽量のものに更新を行います。また、1階から3階にまたがる昇降機に関しましては、撤去して取替え・更新を行うこととしております。

資料の3、4ページを御覧ください。

こちらは外壁または屋根の改修概要になります。外壁につきましては、高圧洗浄・下地補修を行った後に塗り替えを行います。また屋根に関しましては、大屋根部分の和風瓦を撤去し、下地処理を行った後、ガルバリウム鋼板0.5ミリの嵌合立平葺きに更新をいたします。なお、エントランス周辺の瓦と屋根につきましては、健全な部分となっておりますので既存のまま利用することとしております。

資料の5ページを御覧ください。

こちらは、外構の改修概要になります。花壇及び擬石平板舗装を撤去し、アスファルト舗装といたします。駐車場スペースの配置等については変更を行いまして、駐車場台数を既存の19台から22台に増加することとしております。

資料の2ページ、参考資料1にお戻りください。

2の予定価格、3の最低制限価格、4の落札率につきましては、記載のとおりとなっております。5の工期につきましては、契約の効力の発生の日から令和7年12月19日までとすることとしております。6の指名競争入札の参加につきましては、記載の6者となっております。この工事の指名につきましては、宇美町指名願い登録業者のうち、福岡県内市町村で公共施設改修工事の施工実績があります6者で指名競争入札を実施いたしまして、2月18日に仮契約を行っているところでございます。工期も長くなりますので、契約締結後は、工事請負業者との綿密な協議を行いまして、安全面を考慮して工事を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

工事の内容これはばっちりだと思っています。中身もちちゃんと詰めてあったし、駐車場も増えていいんじゃないかと思えますけども、ただ、契約の期間とその間の利用制限、これは要検討じゃないかなと思っております。12月19日までの契約期間があります。その間の利用制限、どのようになるのかということで、ぜひ答えていただきたいと思えます。

昨年の工事で3年ぶりにエアコンがついて、これによって熱中症の危険性、大幅に軽減されたと思えますし、ちょうど出水期、大雨とか台風が来る時期、このときの第一避難所としての役割、これもかなり強化されます。いいんじゃないかなと思えます。

ただ、今回の工事は内部と、あと外壁と屋根、外構というふうになってますけども、例えば、内部、私1か月もあれば十分できるんじゃないかな、準備期間あるんですけど、そのぐらいの内容だと、きちんと分けていただいて、先に内部を行うなり、契約の中身がどういうふうになって、しっかり詰めていただきたいと思えますけども、外壁あるいは屋根やっているとき、中は利用できるんです。そういった形で、ぜひ利用制限を極力なくしていただくのと、災害に対する備えという意味でも、やはり出水期には、中が使えるようにできたらいいと思えます。

どのように考えてありますか、そのあたり、回答してください。

○議長（古賀ひろ子）

竹下課長。

○社会教育課長（竹下健一）

すいません、利用者の方には、今回改修工事において御迷惑おかけすると思うんですけども、議員がおっしゃるとおり、極力施設が利用できるように進めてまいりたいというふうには考えております。

ただ、これから業者さんとの打合せということになっておりますので、そういったところを私どもがいろいろ要望等もしながら、計画的に進めるように進めてまいりたいと思っているところです。今回、外壁もありますし屋根もありますので、足場とかっていうところありますけども、内部の分については使えるとかいうようなことは、安全面を確保した上で可能な限り利用できるようにというふうには進めてまいりたいというふうには考えてます。

また、利用者の方については、これについては、はっきり決まりましたらまた利用者説明会を行いまして、御理解・御協力いただくよう進めてまいりたいというふうには考えているところでございます。

あと、避難所の分についても、武道館についてはちょっと当然梅雨の時期とかになって、利用できない部分もありますけども、関係課とも調整いたしまして、住民福祉センター、中央公民館の避難所とかということも想定した上で進めてまいりたいというふうには考えております。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

昨年の工事も、確かに大変だったと思います。でも見た感じ見えそうな雰囲気だったです、12月の頭には。結局使えるようになったのは、年明けてということになって、その間いろんなイベントなんかも企画されていて、それよそでやったんです。そのあたり、業者さんとしっかり打合せしていただいて、極力利用制限が少なくなるよう、また避難所として活用できるような利用制限を行っていただきたいなと切に願っております。回答要りません。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第8号 工事請負契約の締結についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第9号

○議長（古賀ひろ子）

日程第6、議案第9号 宇美町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。八島総務課長。

○総務課長（八島勝行）

議案第9号 宇美町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

提案理由につきましては、宇美町特別職報酬等審議会に議員報酬の額について諮問をしたところ、答申において、社会情勢及び近隣自治体の状況を鑑み、令和7年4月1日から議員報酬の額を見直すことが適当であると示されたことから、議員報酬の額について、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

議案の2ページが条例の本文、3ページが新旧対照表となっております。改正の内容につきましては、新旧対照表を使って説明をさせていただきます。

新旧対照表は右が現行、左が改正案となっております。まず右の現行を御覧ください。

第1条の規定は、議員報酬の額を定めるもので、議長の現行の報酬月額35万3,000円を左側の改正案のとおり月額37万円に改め、以下同様に、副議長は29万6,000円を31万1,000円に、常任委員長は28万1,000円を29万5,000円に、議員は27万5,000円を28万9,000円に改めるものでございます。

最後に、この条例は令和7年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第9号 宇美町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第10号

○議長（古賀ひろ子）

日程第7、議案第10号 宇美町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。八島総務課長。

○総務課長（八島勝行）

それでは、議案第10号 宇美町課設置条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

提案理由につきましては、第7次宇美町総合計画に掲げる地域経済の活性化に資するため、行政組織機構を再編することについて、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

本条例は、現在シティプロモーション課に設置しておりますふるさと応援係を、企画財政課に移管する機構の再編を行うことを目的とするもので、主な改正内容はふるさと応援寄附金に関する事務、これを移管するものでございます。

議案の2ページ、3ページが条例の本文、4ページが新旧対照表となっております。改正の内容につきましては、新旧対照表を使って御説明をいたします。

新旧対照表は右が現行、左が改正案となっております。上段に企画財政課の分掌事務、下段にシティプロモーション課の分掌事務を記載しております。

改正の内容ですが、まず右側、現行の下段、シティプロモーション課の分掌事務のうち、第5号のふるさと応援寄附金に関する事、これを削りまして、今度は左側、改正案の上段、企画財政課の分掌事務に第3号のふるさと応援寄附金に関する事、これを加えまして、当該号以下の番号を1号ずつ繰り下げる改正を行うものでございます。

最後に、この条例は令和7年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

このたびの条例案の中で、シティプロモーション課が担当してきたふるさと応援寄附金に関す

ることが、企画財政課に移るということで、ふるさと応援寄附金については、郷里への応援とか、被災地の支援とか、そういった積極的ないい面もあるんで、そこは、私は評価したいのですが、しかし全国の自治体の例を見ても、いかに高額な返礼品を用意するか、それによって寄附金が決まってくるというところが、寄附が集中するというのがあるので、自治体でいかに高価な返礼品を用意するのか、そういったところに競争が始まっているというふうに、そういうのも目立つわけなんですけども、本町は、大分もうふるさと応援寄附金、力を入れていますけど、そういった高額な返礼金の競争に巻き込まれるべきではないというふうに、私は考えているんですけど、こういった高額な返礼金に対して、こういったスタンスを取っているのか、そういうのをちょっとお伺いしたい。

○議長（古賀ひろ子）

八島課長。

○総務課長（八島勝行）

今回条例の中で、事務の移管ということで提案させてもらっておりまして、今の返礼品の云々については、詳しくは持ち合わせておりませんが、今、宇美町の状況を見ても、主力は、あまおうということで、そんな手が届かないような高額なものではございません。

そのほか幾つか若干高額なものもあるかもしれませんが、町としては、どちらかというと寄附しやすいようなもの、そういったものに力を入れていく方向で今考えていると思っております。

○議長（古賀ひろ子）

安川町長。

○町長（安川茂伸）

このふるさと応援寄附金については、機構を変えてまで力を入れていく所存です。

ただ、議員おっしゃるように、高額なものに力を入れていくというよりも、やはり応援していただくような政策をまず提案し、高額よりも、私はどちらかというと低い2,000円から5,000円ぐらいのものもラインナップしたり、これまで宇美町のものというのと、今1万2,000円とか1万4,000円ぐらいが多いんですけども、それだけであまり寄附ができない方もおられるので、逆に低いものもラインナップするとか、そういったところで、これをどうにかして取っていききたい、頂いていききたいと、寄附をして頂きたいというふうに思っていますし、次年度以降、機構も変えますし様々な取組をやって増やしていきたいと、そのことが議員さんたちもそうですけど、皆さん、町民の方からも提案されるような、また要望されるようなことが実現できますので、ぜひ議員の皆さんにも協力いただきたいというふうに思います。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにありませんか。4番、丸山議員。

○議員（４番 丸山康夫）

ふるさと納税の事務を移管すると、これはオーケーなんです。その後、移管して企画財政課に何という名称の係を持ってきて何人配属するのか、あるいはシティプロモーションも一応４つの事業をやりますけれども、どのような振り分けになるのか、今までのふるさと応援係が何という係に変更されて、何人でそこをやるのか。これじゃ全く見えないです、説明もされていない。どのようになるんですか。明確に回答してください。

○議長（古賀ひろ子）

八島課長。

○総務課長（八島勝行）

まず、企画財政課のほうに移管する係のほうでございますが、これにつきましては、ふるさと応援係そのままの名称で考えています。

ただ、そこに配属する人員、人数につきましては、現時点で人事にかかることでもございまして、今ちょっと申し上げることはできません。

あと、シティプロモーション課に残る担当のほうですけども、当然、文化財や広報それから商工業それとのる一と、こういった事務については、そのままシティプロモーション課のほうで担当していただくことになります。

これらの係をどのように振り分けするかということについて、現在鋭意検討中でございまして、やっぱり少なくとも２つの係で対応するのかなとは思っておりますが、現時点ではっきりと申し上げることはできない状況でございます。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（４番 丸山康夫）

そこをちゃんと想定した上での機構を変えるということなら納得できるんです。そこが、まだこれからですじゃ話にならないんじゃないですか。

特に、シティプロモーション課につきましては、この間、日本遺産除外されましたよね。じゃあどんなふうに組み合わせたらいいのか、例えば文化財と観光をしっかりと組み合わせてやるとか、あるいは広報は１つだけの係にする、広報係やるとか、商業と観光をどうやって結びつけるか、こういったところをうまく、やっぱりきちんと想定した上で機構改革と行うんです。そうじゃないと、ぐちゃぐちゃになります。

私は、できたらやっぱり広報はしっかりやっていただく。ほかの文化財とか、商工観光、こういったところは１つの係にして、そこにしっかり力を入れていく、日本遺産の再登録なんかも、

これからどうなるか分かりませんが、そのあたりうまくやっていくとか、その辺を想定していただいた上での今回機構改革だと思ったんで、何も言えないんですか、本当に。そのあたりは頭の中に入っていないんですか、原田さん。いかがですか。

○議長（古賀ひろ子）

原田副町長。

○副町長（原田和幸）

では、私のほうから答弁させていただきます。

今現在、4月の人事配置に向けて最終調整を行っている段階でございまして、そういった意味において、先ほど総務課長が申し上げましたように、人事に関わるということですので詳細については控えさせていただきたいと思っておりますけれども、今回、現在のシティプロモーション課のふるさと応援係が、企画財政課のほうに移動するということになって、もともと所管していた業務、商工観光であったりとか、あるいはのる一との業務が残るわけでございますけれども、シティプロモーション課全体を見たときに、先ほど御指摘がありましたように、文化財のボリュームが非常に多い、一方でなかなかこのシティプロモーション課の、いわゆる広報の部分が十分対応できていないということもございますので、シティプロモーション課内での業務の入替えも含めて、今検討をさせていただいているところです。

その結果において、何人配置をするのかということで、今調整を行っている段階でございます。併せて名称についても、間もなく決定したいというふうに思っているところでございます。

もちろんシティプロモーション課に限らず、全体のバランスを見ながら、今、人事配置も行っているところでございますので、これも含めたところで、最終調整を行っています。間もなく皆様のほうにも公表できる段階になると思いますので、決定になりました折には、速やかにお話を、説明を行って、また町民の方にもお知らせをさせていただきたいというふうに思っています。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第10号 宇美町課設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。本

案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

ただいまから11時5分まで休憩に入ります。

10時52分休憩

.....

11時05分再開

○議長（古賀ひろ子）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

.....

日程第8. 議案第11号

○議長（古賀ひろ子）

日程第8、議案第11号 町税条例及び宇美町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。八島総務課長。

○総務課長（八島勝行）

それでは、議案第11号 町税条例及び宇美町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

提案理由につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

議案の2ページが条例の本文、3ページから6ページが新旧対照表、7ページに参考資料をつけております。

改正の内容につきましては、参考資料を使って説明をさせていただきます。

まず、改正の趣旨でございますが、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が、令和7年4月1日に施行されることとなりました。

この法律の中で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されまして、スマートフォンのみで番号法上の本人確認を可能とするカード代替電磁

的記録の仕組みが設けられたことに伴い、町税条例等で引用している番号法の条項が改められたため、該当する条例の改正を行うものでございます。

次に、改正の概要ですが、第1条による町税条例の一部改正につきましては、町税条例中の法人番号これを定義している規定で引用している番号法の条項を改めます。

次の第2条による宇美町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正は、当該条例中の特定個人情報、個人番号利用事務実施者及び情報提供ネットワークシステムこの3つを定義している規定で引用している番号法の条項を改めるものでございます。

最後に、この条例は令和7年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

今、改正の概要について説明がありましたが、実際に私が見たところ、どうもいわゆる文言の整理であって、この改正案によって大きくその内容が変わるものではないというふうに私は解釈したんですけど、それでよろしいですか。

○議長（古賀ひろ子）

八島課長。

○総務課長（八島勝行）

議員がおっしゃるとおりで、今回、条例については文言が変わるだけになっております。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

次に、原案に賛成者の発言を許します。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

9番、鳴海です。私は、本案に賛成の立場ということで討論をいたします。

今回は、先ほどの質疑で分かりましたとおり、文言の整理ということで、内容に特段の変更はないということで、そういった意味では賛成をしたいと思います。ただ、この法律全体におけるデジタル行政の問題について、気になるところだけちょっと指摘したいと思います。

デジタルによる情報処理の過程は、人に見えず、情報の集中、集積、流通、検索などが極めて容易に行われます。そのため、情報処理の管理方法を誤れば、人権侵害など社会全般に深刻な事態を及ぼす危険性があります。デジタル技術に伴う危険性や脆弱性について、正面から向き合っていく必要があるのではないかというふうに思います。

政府が今進めているデジタル化というのが、そういった問題に正面から向き合っているのかというところについては、ちょっと懸念があるところであります。国民の基本的権利、地方自治を踏まえた上でのデジタル技術の活用が必要ではないかなというふうに考えております。

この改正案には賛成をしますけれども、そこを、そういった地方自治の在り方として、デジタル技術の脆弱な面、マイナスの面にもきちんと対応していくということを期待した上で賛成したいと思います。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

これで討論を終わります。

これから、議案第11号 町税条例及び宇美町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第12号

○議長（古賀ひろ子）

日程第9、議案第12号 宇美町上水道企業職員及び下水道企業職員の給与の種類及び基準に

関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。八島課長。

○総務課長（八島勝行）

それでは、議案第12号 宇美町上水道企業職員及び下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

提案理由につきましては、人事院の国会及び内閣府に対する令和6年8月8日付の職員の給与改定に関する勧告に鑑み、宇美町上水道企業職員及び下水道企業職員に係る諸手当の改定を行うに当たり、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

議案の2ページが条例の本文、3ページから4ページが新旧対照表、5ページに参考資料をつけております。改正の内容につきましては、参考資料を使って説明をさせていただきます。

各種手当の改定等の内容でございますが、まず（1）の扶養手当の改定につきましては、配偶者に係る手当を廃止するものでございます。ただし、2年間の経過措置を設けることとしております。なお、扶養手当の額につきましては、別途要綱で定めることとしております。

次の（2）管理職員特別勤務手当の改正は、平日深夜に係る管理職員特別勤務手当の支給対象の時間帯を、現行は午前零時から午前5時までとなっているところを、午後10時から翌日の午前5時までに拡大する改正を行います。

次の（3）定年前再任用短時間勤務職員の支給対象となる手当の改正につきましては、定年前再任用短時間勤務職員に新たに住居手当を支給するために関係規定を改めるものでございます。

次の（4）その他手当の改定（参考）でございますが、地域手当及び通勤手当も町と同様の改正を行う必要がございますが、これらの規定につきましては、宇美町上水道企業職員及び下水道企業職員の給与等に関する、これは要綱、こちらのほうで定めておりますので、別途当該要綱を改めることとしております。

最後に、この条例につきましては、令和7年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

この議案ですけれども、職員の待遇が改善されるということであれば、これ賛成したいと思うんですが、新たに住居手当を支給するとか、そういったところもあるから、あとこれまで午前零時だったのが、午前10時から深夜に関わる手当の支給対象時間が拡大するというので、こう

いったところは改善されているのではないかなというふうに捉えているんですが、ただ、配偶者に関わる手当が廃止されるということ、これは具体的にどういうふうな、要するにプラスに働くのかマイナスに働くのか、ちょっと私、今の説明では分からなかったので、もう少し詳しく説明を求めたいと思います。

○議長（古賀ひろ子）

八島課長。

○総務課長（八島勝行）

これは、配偶者に関わる手当の廃止の関係でございしますが、現在、配偶者に関わる扶養手当としては6,500円支給しているところでございしますが、これを2年かけて廃止する方向に改正を行います。現行6,500円のところ、令和7年度は3,000円になり、令和8年度から廃止となります。

ただ、代わりというか、あれですけども、子どもさん、子1人当たりの扶養手当につきましては、現行が1万円のところを令和8年度にかけまして1万1,500円、1万3,000円と2年かけて増額していく方向となっております。

この趣旨はどういうことかといいますと、現在、配偶者の働き……、103万円の壁とかございしますが、要するに扶養されている配偶者の方が所得が多くなることによって働き方を制限する、そういった風潮にあるものを税の控除とか扶養関係の制度を変えることによって、配偶者の方もしっかりと働けるような環境を整えると、そういった考え方に基づいたものであると認識しております。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

似たような質問になると思うんですけども、全ての自治体でこれが実施されると、例外なくされるんですか。そこをまず答えていただけませんか、お願いします。

○議長（古賀ひろ子）

八島課長。

○総務課長（八島勝行）

今回の改定につきましては、人事院勧告に基づいて町の規定を見直したものでございます。全ての自治体が、これ必ずやるかといいますと、基本的には人事院勧告に準じた形で改正がなされるものと思いますが、必ずしないといけないという義務ではございませんので、100%かどうかというのは私のほうでは申し上げることはできません。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

全ての自治体で実施するかどうか分かんないみたいなことを言われたんですけど、浄水場に勤務されている方というのは現業職になるんですよね、基本的には。一般職よりも給料が低いってというのが、やはりどうなのかなと。低い給料の人たちの配偶者手当を削減することについては、私、賛成しかねるんです。

宇美町独自で、きちんとそこは確保する、職員を守る、そういった姿勢をやっぱり示すべきじゃないかなと。人事院で言われたから全て実施しますじゃあ、おかしいんじゃないですか。その辺、大丈夫なんですか。

2年かけて削減しますとか言っていますけれども、なくなっちゃうんですよ。給料体系確保できるんですか。生活できるんですか、職員は、どうなんですか。その辺、もうちょっと踏み込んだ回答をしていただけませんか。

○議長（古賀ひろ子）

八島課長。

○総務課長（八島勝行）

先ほど100%やっているかどうかというのを言及するのが難しいというお話をさせていただきましたが、基本、宇美町のような町村につきましては、人事院勧告、これに準拠して給与の改定などを行います。例えば福岡市とか大きな政令市につきましては、それぞれ独自に人事委員会というのを持っていますので、そこそこでの考え方があるかとは思いますが、宇美町が独自に別の規定を定めることとなりましたら、今後も別途の考え方を適正な考え方をしっかりと見極めながらやっていかないといけないということになりますので、基本的には人事院勧告の内容に従ってやっていく方向になるとは思っております。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

質問を改めて、もう一回質問しますけれども、宇美町独自の配偶者手当こういったものが出せるんですか、出せないんですか。あるいは、何らかの別の手当とか考えられる——することはできるんですか。どうしてもできない、もう人事院勧告に従わざるを得ないというのならしょうがないというのがありますけれども、何か職員を守るとかそういった立場で考えていくと、これはどう考えても賛成しかねるんです。宇美町独自の取組ができるのかできないのか、そこを答えていただけませんか。

○議長（古賀ひろ子）

八島課長。

○総務課長（八島勝行）

できるかできんかといいますと、条例の事項でございますから、できないわけではないと思います。

ただ、独自の規定を設けるとなりますと、それなりの根拠がやっぱりしっかりと必要になってまいります。それらの根拠を全て網羅した上で独自の手当を設けるとなると、それ相応の研究とかも必要になりますし、他とのバランスそういったことも考えたときに、宇美町だけがこんな特別な扱いがあつとすると、高いほうでもそうですし、低いほうでもそうだと思いますけども、そういったところが望ましいかということも考え合わせながらやっていく必要があると思いますので、現時点の中では人事院勧告に従って規定を改定していくのがベストであるというような考え方に立ってやっているところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第12号 宇美町上水道企業職員及び下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立多数です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第10．議案第13号

○議長（古賀ひろ子）

日程第10、議案第13号 宇美町職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例につ

いてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。八島総務課長。

○総務課長（八島勝行）

議案第13号 宇美町職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例について御説明をいたします。

提案理由につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

議案の2ページ、3ページが条例の本文、4ページから7ページが新旧対照表、8ページに参考資料をつけております。

改正の内容につきましては、参考資料を使って説明をさせていただきます。

まず、改正の趣旨でございますが、男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を講ずるものでございます。

次に、改正の内容ですが、まず（１）の超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大は、子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合において、任命権者が所定労働時間を超えて勤務させてはならない職員の範囲を3歳に満たない子を養育する職員から、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員へと拡大をいたします。

次に、（２）仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備につきましては、まず1つ目、介護についての申出があった場合等における措置等を新設し、2つ目、雇用環境の整備及び雇用管理等に関する措置の改正を行うものでございます。

次に、（３）その他でございますが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正に伴い、当該改正箇所を引用している条文に条ずれが生じるため、所要の改正を行うものでございます。

最後に、この条例は令和7年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第13号 宇美町職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第14号

○議長（古賀ひろ子）

日程第11、議案第14号 宇美町こども教育総合支援センター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

議案第14号 宇美町こども教育総合支援センター条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

提案理由ですが、宇美町こども教育総合支援センター内に学びの多様化学校を設置することに伴い、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

2ページから4ページが条例改正文、5ページから12ページまでが新旧対照表となっております。

説明については、13ページの参考資料を使って説明をさせていただきます。

まず、改正理由ですが、先ほど申しましたとおり、学びの多様化学校を宇美町こども教育総合支援センター内に設置することに伴い、条例改正をするということです。

併せて、別途要綱で定めておりますこども家庭センターを追記するという整理も一緒に行います。

次に、改正の内容になりますが、まず章立てになっていた部分を廃止をしております。

第3条では、宇美町こども教育総合支援センターに置く施設について、根拠法等を示して事業目的を明確にしております。

保健センターと子育て支援センターは、今まで記載がありましたが、それぞれに根拠法を追加し、（3）にこども家庭センター、（4）に学びの多様化学校を追加しております。

次に、第4条では、第3条で追加したこども家庭センターと学びの多様化学校の休館日及び利

用時間を追加しております。

第6条では、保健センターの事業を規定しておりましたが、第3条において各施設の根拠法を明示することにより、それぞれの法律で事業目的が記載されているため、保健センターの事業に関する規定を削除。それに代えて子育て支援センター利用者の範囲を限定するために、施設の利用について規定をしております。

旧第14条・旧第15条の子育て支援センターの事業については、児童福祉法に定められているために削除をしております。

旧第16条の利用の制限については、第8条に集約するため削除をしております。

別表第2の施設の利用料金についてですが、学びの多様化学校設置に伴い、2階の栄養指導実習室、保健指導室及び視聴覚室の3部屋を削除しております。

最後に、施行期日は令和7年4月1日としております。

以上、説明を終わります。御審議の上、御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

11ページです。ここに、学びの多様化学校の休館日が明記してあります。土曜日、日曜日、休日と、それと8月8日から8月18日まで、また12月29日から1月3日までという記載があります。これは、例えば夏休みとか冬休みとか、あるいは春休みとか、そういったものとリンクしているんですか。この日に限っては、また8月8日から8月18日までは閉館ですから、多様化学校に通う児童生徒はここに来ちゃいけないというふうに決めるんですか。また同じく12月からお正月の時期、年末からお正月の時期、来ちゃいけないというふうになるのか。長期休暇の期間とこれはリンクしていたら分からないこともないですけど、全然リンクしていないんで、3つとも、そのあたりもうちょっと詳しく説明してください。

○議長（古賀ひろ子）

川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

休館日のお話ですが、まず学校は学校の規則がありまして、夏休みとか冬休みとかが規定してあります。当然、学びの多様化学校も町内の学校ですから、その規定どおりです。

ここに書いている夏のこの期間なんですけども、これは、実は働き方改革によって学校の閉庁日というのを宇美町決めております。これは、8校全部です。8月の8日から18日まで、この期間については学校閉庁日とするので、町内の学校はどれも実は学校を開けないと、先生は来ないという日付で、それに合わせて学びの多様化学校も設定をしているということですので、町内

の学校内での学校に来ていい日とか、そういった日にちについては、ほかの８校と全部同じというような状況になります。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第１４号 宇美町こども教育総合支援センター条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第１４号は原案のとおり可決されました。

日程第１２．議案第１５号

○議長（古賀ひろ子）

日程第１２、議案第１５号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。八島総務課長。

○総務課長（八島勝行）

議案第１５号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について説明をいたします。

提案理由につきましては、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

議案の２ページ、３ページが条例の本文、４ページから７ページが新旧対照表、８ページに参考資料をつけております。

改正の内容につきましては、参考資料を使って説明をいたします。

まず、改正の趣旨でございますが、令和４年６月１７日公布の刑法等の一部を改正する法律によりまして、懲役及び禁錮、これが廃止されまして、これに代えて新たに拘禁刑が創設されるこ

となりました。この法律の改正に伴いまして、本町の条例中で規定しております「懲役及び禁錮」、この文言を「拘禁刑」に改正するものでございます。

表には法改正の概要をまとめておりますので、後ほど御確認ください。

次に、本条例により改正する条例でございますが、まず（１）の懲役から拘禁刑に改正する条例につきましては、宇美町水道水源保護条例と宇美町個人情報の保護に関する法律施行条例、この２つの条例でございますが、これらの条例中の罰則に関する規定中の文言を改正します。

次の（２）の禁錮から拘禁刑に改正する条例につきましては、宇美町職員の給与に関する条例、宇美町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例及び宇美町消防団員の定数・任免・給与・服務等に関する条例、この３つの条例で、これらの条例中の欠格事項（人の資格）に関する規定中の文言を改正いたします。

次に、改正経過措置の内容でございますが、（１）罰則の適用等に関する経過措置につきましては、過去に罰則規定を含む条例の改廃を行った際に設けた経過措置の規定を適用する場合等に、今回の刑法改正に伴ってその罰則の適用に影響が生じないようにするため、国の関係法律の整理法に規定している経過措置と同様の経過措置を定めるものでございます。

次の（２）人の資格などに関する経過措置につきましては、欠格条項など懲役や禁錮に処せられた者や、これらの刑で起訴されていた者を人の資格制限の対象としている場合等に、今回の刑法改正に伴ってこれらの刑が拘禁刑に改正されたとしても、その対象となる範囲に影響が生じないようにするため、国の関係法律の整理法に規定する経過措置と同様の経過措置を設けるものでございます。

次の（３）宇美町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置、これにつきましては、刑法等の一部を改正する法律及び本条例の施行前によっては、禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴された者は、拘禁刑が定められている罪につき起訴されたものとして取り扱うことと定めたものでございます。

最後に、この条例は刑法等の一部を改正する法律の施行日である令和７年６月１日施行としております。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。９番、鳴海議員。

○議員（９番 鳴海圭矢）

ただいまの説明によりますと、要するに今までは懲役と禁錮だったものを、改正した後は拘禁刑に、要するに１つにまとめると、そういった内容ではないかなと思いますけど、懲役、禁錮、拘禁、それぞれの違いを見てもみますと、拘禁刑になると改善更生を図るために必要な作業を行わ

せまたは必要な指導を行うことができるということで、禁錮だと単に刑事施設に拘置するという
ことで、作業とか指導とか入ってこないんですけども、拘禁であつたら作業をしなければならな
いということで、これは要するに罰則が重くなっているという意味だと私は捉えているんですけ
ども、そういった解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（古賀ひろ子）

八島課長。

○総務課長（八島勝行）

拘禁刑の内容につきまして、今、議員がおっしゃられたとおり、今までの懲役と禁錮、それが
境がなくなったような感じであるとは思いますが、これ罰則が重くなったかという、そこはち
よっと一概に言えるものじゃないとは思っております。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

罰則が重くなったかどうか一概には言えないという、それは捉え方なんでしょうけども、これ
は、目的はあくまでも改善更生を図る、刑を受けた人を社会復帰させるということが私は第一の
目的ではないかなと思います。

だから、更生させるために必要な作業を行ったり、必要な指導を行うんだというふうに私は解
釈しているんですけども、ただ、何というのかな、必ず作業なり指導なりが必要になってくる
んだろうかというところが気になるところで、実際に現場の職員というのは、要するに作業させ
るというのは、私は懲罰だと思っているんです。懲罰を背景としない、動機づけの面接など、要
するにカウンセリングなどの働きかけをしてきたということで、こういった作業とか指導とか、
そういった義務づけがなくても改善更生はできるというふうに思うんですけども、そういったこ
とについてはどういうふうに捉えられていますか。

○議長（古賀ひろ子）

鳴海議員に申し上げますが、この条例について、拘禁刑がどうかということがはっきり分から
ないと審議できませんか。鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

要するに懲役刑か禁錮か拘禁刑だったものが拘禁刑になるわけですから、それは中身が変わっ
てくるというふうに私は思っているので、拘禁刑がどういう影響を与えるのかというのが分から
ないと、はっきりさせておかないと、これは賛成はできないです。

○議長（古賀ひろ子）

ただいまから暫時休憩します。

11時43分休憩

.....
11時49分再開

○議長（古賀ひろ子）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどの質疑の答弁を求めます。八島総務課長。

○総務課長（八島勝行）

法律の改正によりまして、これまで懲役と禁錮と2つに分かれとったものが拘禁刑に一本化されます。先ほど議員がおっしゃられましたように、これまでの懲罰を与えることが目的だったものから、受刑後の社会復帰、これを促すために、更生を促すための罰則に軸足がかかったということもございます。ということですので、これまで懲役、禁錮とありましたけども、今後、宇美町のほうで刑罰を処するような規定につきましては、当然拘禁刑これしか選択の余地がございませんが、条例の規定に違反した者に対しては拘禁刑を処すことが考えられるというふうに変更されたものでございます。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

私は、この議案に反対の立場から討論をしたいと思います。

拘禁刑に一本化してしまうということで、これは国連被拘禁者処遇最低基準規則というのがあって、この中で被拘禁者への支援の提供の義務というのが定められておりまして、拘禁刑というのは国際的な潮流に逆行するというふうに言わざるを得ないわけです。

本来は、拘禁刑の執行に対しては、受刑者の自覚に訴えて必要な処遇の機会を提供するため、本来はこういう法改正が必要だったのではないかというふうに思います。

こういった国会の議論の中で、古川法相は、作業、指導の義務がなければ再犯防止などの働きかけができない、不可能になるというふうに答弁したんですけど、本当にそうなのかということで、先ほども言いましたけど、現場では、懲罰を背景としない動機づけの面接などカウンセリン

グによって更生の働きかけをずっとやってきたという積み重ねもあるわけで、義務づけがなければ本当に改善更生が図れないという、そういう事例があるのかというふうに質問されても、古川法相は、今ここで答えることはできないというふうに言っているわけですね。ということは、立法事実はなかったんじゃないかというふうに考えるわけです。

更生は懲罰を背景に強制するべきではないというふうに私は考えております。あくまでも更生を目的、社会復帰を目的にして拘禁刑を行われるという答弁だったんですけれども、だがしかし歴史を振り返ってみますと、日本の刑事施設ってというのは、戦前も戦後も受刑者の人権というのを尊重してこなかったと、こういう積み重ねがあるので、私はこういう流れに対しては非常に慎重になるべきだというふうに考えております。

以上をもちまして、私は反対といたします。

○議長（古賀ひろ子）

次に、原案に賛成者の発言を許します。2番、安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

賛成の立場で討論させていただきます。

今回の条例改正は、上位法の改正に基づくものというふうになっております。したがって、役場は事務執行機関ですので、これが改正されなければ今後の事務執行に支障を来すというふうに考えるところです。

したがって、賛成とさせていただきます。

○議長（古賀ひろ子）

次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

これで討論を終わります。

これから、議案第15号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立多数です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

ただいまから13時まで休憩に入ります。

11時54分休憩

.....

13時00分再開

○議長（古賀ひろ子）

休憩前に引き続き会議を再開します。

.....

日程第13．議案第16号

○議長（古賀ひろ子）

日程第13、議案第16号 令和6年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。野田住民課長。

○住民課長（野田幸二）

それでは、議案第16号について御説明いたします。

予算書の3ページをお願いします。

議案第16号 令和6年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和6年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ1,357万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億3,849万円とするものです。

本補正予算につきましては、決算見込みに伴う後期高齢者医療保険料の増額や繰入金の減額を行うほか、人件費や後期高齢者医療広域連合納付金の額の確定に伴う整理を中心としたものです。

それでは、歳出から御説明いたします。

12、13ページをお願いします。

1款総務費1項総務管理費143万4,000円の減額は、人事異動等に伴う職員人件費の整理や報酬の改定に伴う会計年度任用職員の不足額を増額するものです。

次の2款1項後期高齢者医療広域連合納付金1,500万4,000円の増額は、後期高齢者医療保険料の調定構成および保険基盤安定負担金の額の確定に伴い補正するものです。

続いて、歳入の説明をいたします。

10、11ページをお願いします。

1款1項後期高齢者医療保険料2,401万5,000円の増額は、12月末の調定額を基に、年度末までの収納状況を見通してそれぞれ補正するものです。

次の3款繰入金1項他会計繰入金1,064万4,000円の減額は、歳出で説明しました職員給与費及び保険基盤安定負担金の補正に伴うものです。

次の5款諸収入1項延滞金、加算金及び過料19万9,000円の増額は、決算見込みによる

ものです。

最後になりますが、14、15ページに給与費明細書を掲載しておりますので、御参照ください。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入歳出一括質疑、総括質疑という順序で審議を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

異議なしと認めます。

それでは、歳入歳出一括質疑に入ります。予算書10ページから13ページまでの間でページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。歳入歳出一括質疑を終わります。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。総括質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第16号 令和6年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第14．議案第17号

○議長（古賀ひろ子）

日程第14、議案第17号 令和6年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。野田住民課長。

○住民課長（野田幸二）

それでは、議案第17号について御説明いたします。

予算書の3ページをお願いします。

議案第17号 令和6年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

令和6年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ915万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ40億1,878万3,000円とするものです。

本補正予算につきましては、決算見込みに伴う各費目の整理と交付金等の額の確定に伴う整理を中心としたものです。

それでは、歳出から御説明いたします。

14、15ページをお願いします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費188万1,000円の減額は、年度末を見通した不用額の整理を行うほか、不足が見込まれる職員の時間外勤務手当や退職手当組合負担金などを増額しています。

次の2款保険給付費1項療養諸費5目審査支払手数料50万円の減額は、年度末を見通した不用額の整理を行うものです。

16、17ページをお願いします。

3款国民健康保険事業費納付金1項医療給付費分から3項介護納付金分までは、歳入の補正に伴う財源更正です。

18、19ページをお願いします。

7款1項1目国民健康保険財政調整積立基金積立金1,153万8,000円の増額は、本補正予算による歳入歳出予算の剰余金を積立金とするものです。

続いて、歳入の説明をいたします。

10、11ページをお願いします。

5款繰入金1項他会計繰入金1,657万8,000円の増額は、右側の説明欄に内訳を記載していますが、それぞれ交付見込額等により補正を行うものです。

次の2項1目国民健康保険財政調整積立基金繰入金は、本補正予算編成に伴い1,747万7,000円を減額しております。

12、13ページをお願いします。

7款諸収入1項延滞金、加算金及び過料963万4,000円の増額は、決算見込みによるものです。

次に、3項雑入42万2,000円の増額は、決算見込みにより第三者納付金を36万4,000円、返納金を5万8,000円それぞれ増額しております。

最後になりますが、20、21ページに給与費明細書を掲載しておりますので御参照ください。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入歳出一括質疑、総括質疑という順序で審議を行いたいと思いますが、御意見ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

異議なしと認めます。

それでは、歳入歳出一括質疑に入ります。予算書10ページから19ページまでの間でページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

今回の補正予算で延滞金が963万4,000円増えていますね。これは収納対策室しっかり頑張って、ちゃんと延滞金もきちっと取っていただいたと、そういうふうに評価したいなと思っております。

そういったかもありまして、19ページに国民健康保険財政基盤——財政調整積立基金積立金が1,153万8,000円積み立てるとということなんですけど、基金の総額がどのようになったのか、総額幾らの基金に積み上がったのか。

それと、それが今後の保険料、国民健康保険税の税額、そういったものに対する影響をどのように考えているのかというのを説明していただけませんか。

○議長（古賀ひろ子）

野田住民課長。

○住民課長（野田幸二）

失礼します。現在の基金残高は2億5,499万9,000円でございます、この3月補正後の基金積立額は2億6,653万7,000円となるものです。

この基金でございますけど、宇美町と同規模の被保険者1人当たりの基金保有額は約4万円となっておりますので、これを宇美町の被保険者数で換算すると2億6,000万円となりまして、今の基金額が平均的なところとなっております。

これ以上、今後基金が積み立てられるようなことがあれば、保険税の減額もできるのではないかと考えています。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（４番 丸山康夫）

基金がしっかり増えてきたというのは、事業等の取組の成果であると思っております。やはり国民健康保険税高いんですね、本当に高いと思います。特に中間層の負担というのがかなり高いんで、これから今のままでいくと保険税の値上げというのは、しばらくはしないでいいだろうと私は思っているんですけど、今後の値上げとかそのあたり、今言われたようなことも含めて値上げの可能性があるのかないのか、そのあたりもうちょっと踏み込んで回答していただけないか。

○議長（古賀ひろ子）

野田課長。

○住民課長（野田幸二）

令和７年度につきましては、国民健康保険の審議会のほうで据え置きが決まっておりますので、７年度は増額することはありません。

８年度につきましては、来年の納付金というのがどうなるか分かりませんので、その結果によりますけれども、今年度と同等ぐらいであれば、増額とかいったそういったことはないと考えております。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。歳入歳出一括質疑を終わります。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。総括質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第１７号 令和６年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を採決

します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第15．議案第18号

○議長（古賀ひろ子）

日程第15、議案第18号 令和6年度宇美町上水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。前田上下水道課長。

○上下水道課長（前田友博）

失礼いたします。それでは、議案第18号 令和6年度宇美町上水道事業会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

予算書の3ページをお願いいたします。

第2条で収益的収支の収入におきまして、既決予定額7億8,627万4,000円を723万6,000円減額補正いたしまして、7億7,903万8,000円に。支出で既決予定額7億5,030万6,000円を478万3,000円減額補正いたしまして、7億4,552万3,000円とするものでございます。

第3条では、資本的収支の収入におきまして、既決予定額4,934万1,000円を156万7,000円増額補正いたしまして、5,090万8,000円とするものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億8,476万8,000円は、現年度分損益勘定留保資金、繰越利益剰余金処分額及び現年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填することといたしております。

第4条では、職員給与費を518万6,000円減額補正するものでございます。

それでは、予算書の6ページ、7ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入におきまして、1款水道事業収益1項営業収益3目その他の営業収益1節手数料29万9,000円の増額は、令和6年3月以前の調定に対する督促手数料納付分を補正するものでございます。

3節雑収益85万4,000円の増額は、山の内浄水場のろ過砂売却料及び令和6年7月の一本松公園第2駐車場自動給水機の故障に伴います修理費を、公有建物災害共済金として受け入れたものなどによるものでございます。

2項営業外収益2目補助金1節他会計補助金54万3,000円の増額は、物価高騰対応重点

支援地方創生臨時交付金を活用して、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている町民や事業者の方々の負担軽減のため、上水道基本料金を令和6年5月から7月までの3か月間行った減免措置分の実績額が確定したことにより、不足額を一般会計から受け入れる増額補正になります。

3目負担金1節他会計負担金353万6,000円の減額は、下水道使用料賦課徴収事務負担金において、量水器購入個数等の減によるものでございます。

また、2節負担金539万6,000円の減額は、給水申込件数について年度末を見越した補正を行うものでございます。

支出に移りまして、1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費の36節賞与引当金繰入額及び37節法定福利費引当金繰入額、合わせまして26万1,000円の増額は、浄水場勤務職員の期末勤勉手当の支給に備えるために、年度末における支給見込額に基づいた補正を行うものでございます。

3目総係費の1節給料、2節手当、5節法定福利費、合わせまして518万6,000円の減額は、課長の人件費を下水道事業会計と案分するなどの整理を、また36節賞与引当金繰入額及び37節法定福利費引当金繰入額、合わせまして2万2,000円の減額は、職員の期末勤勉手当の支給に備えるため、年度末における支給見込額に基づいた補正を行うものでございます。

3項特別損失7目貸倒引当金繰入額1節貸倒引当金繰入額16万4,000円の増額は、平成31年度分の給水収益及び量水器使用料等を、年度末を見越した算出結果により増額補正を行うものでございます。

予算書の8ページ、9ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入におきまして、1款資本的収入3項工事負担金1目工事負担金1節工事負担金156万7,000円の増額は、下水道整備計画の見直しに伴い配水管布設替が必要となったことから、下水道事業会計からの補償費を受け入れるため増額補正を行うものでございます。

今回の補正により、本年度の収支は1,875万円余の純利益が見込まれるものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。収益的収入及び支出、資本的収入の一括質疑、総括質疑という順序で審議を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

異議なしと認めます。

それでは、収益的収入及び支出、資本的収入の一括質疑に入ります。予算書 6 ページから 9 ページまでの間で、ページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。収益的収入及び支出、資本的収入の一括質疑を終わります。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。総括質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第 18 号 令和 6 年度宇美町上水道事業会計補正予算（第 4 号）を採決します。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第 18 号は原案のとおり可決されました。

日程第 16、議案第 19 号

○議長（古賀ひろ子）

日程第 16、議案第 19 号 令和 6 年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。前田上下水道課長。

○上下水道課長（前田友博）

失礼します。それでは、議案第 19 号 令和 6 年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第 4 号）について御説明いたします。

予算書の 3 ページをお願いいたします。

第 2 条で収益的収支の支出におきまして、既決予定額 8 億 8,156 万円を 8 億 5,002 万 2,000 円増額補正いたしまして、8 億 9,006 万 2,000 円とするものでございます。

第3条では、資本的収支の支出におきまして、既決予定額7億6,914万3,000円を288万7,000円増額補正いたしまして、7億7,203万とするものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億216万4,000円は、現年度分損益勘定留保資金及び繰越利益剰余金処分額で補填することといたしております。

第4条では、職員給与費を518万7,000円増額補正するものでございます。

それでは、予算書の6ページ、7ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の支出におきまして、1款下水道事業費用1項営業費用2目流域下水道維持管理負担金1節流域下水道維持管理負担金226万5,000円の増額は、多々良川流域下水道事業における汚水処理や施設維持管理に要する費用について、当初見込んでいた排水量が現時点で上回っているため、年度末を見越した増額補正を行うものでございます。

3目総係費の1節給料、2節手当、5節法定福利費まで合わせまして518万7,000円の増額は、課長の人件費を上水道事業会計と案分するなどの整理を行うものでございます。

32節貸倒引当金繰入額105万円の増額は、平成31年度分の下水道使用料及び下水道受益者負担金等を、年度末を見越した算出結果による増額補正を行うものでございます。

続きまして、資本的収入及び支出におきまして、1款資本的支出1項建設改良費1目下水道事業費22節補償費288万7,000円の増額は、下水道整備計画の見直しにより上水道埋設管移転補償費が生じたことから、上水道会計の補償費を増額補正するものでございます。

今回の補正により、本年度の収支は9,839万円余の純利益が見込まれるものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。収益的支出・資本的支出の一括質疑、総括質疑という順序で審議を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

異議なしと認めます。

それでは、収益的支出・資本的支出の一括質疑に入ります。予算書6ページから7ページまでの間で質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。収益的支出・資本的支出の一括質疑を終わります。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。総括質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第19号 令和6年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第4号）を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第20号

○議長（古賀ひろ子）

日程第17、議案第20号 令和6年度宇美町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。工藤企画財政課長。

○企画財政課長（工藤正人）

それでは、議案第20号 令和6年度宇美町一般会計補正予算（第9号）の説明をさせていただきます。

予算書の3ページをお願いいたします。

令和6年度宇美町一般会計補正予算（第9号）は、歳入歳出それぞれ2億348万6,000円を追加し、予算総額を164億6,521万4,000円とするものです。

また、第2条で繰越明許費の補正、第3条で債務負担行為の補正、第4条で地方債の補正を併せて提案いたしております。

歳出から説明をさせていただきますが、資料につきましては3月議会議案資料綴、一般会計補正予算（第9号）の事業一覧表、こちらを御参照いただければと思います。

なお、決算を見通しての各款にわたります人件費の補正につきましては、説明を割愛させていただきますことを御了承いただきたいと思います。

それでは、ちょっと大分飛びますが、46、47ページをお願いいたします。

それでは、1款議会費1項議会費1目議会費、003議会運営経費では、決算を見通しての減額整理を行う一方、視察研修に代えて実施いたします議員全員対象の広報研修の講師謝礼金を

37万2,000円計上いたしております。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、次の48、49ページ、002人事秘書関係経費においても、決算を見通しての減額整理を行う一方で、備品購入費において新規採用職員用の机・椅子などの庁用器具費を52万7,000円増額いたしております。

003福利厚生・職員研修費におきましては、全て執行残見込額の減額整理、次の005総務事務関係経費では、不足が見込まれますコピー機使用料を7万5,000円増額いたしております。

2目文書広報費、004広報広聴事業費は減額整理、次の50、51ページ、007、まちの魅力PR事業費では、アビスパ福岡宇美町応援デー未実施に伴い、贈呈記念品と郵便料を全額減額いたしております。

4目会計管理費、001出納事務経費42万円の増額は、見込みより振込件数が増えたことにより送金手数料を増額するものです。

5目財産管理費、001庁舎維持管理費では、不足が見込まれます電気代を15万3,000円、水道代を3万7,000円増額補正しています。

004公有財産管理費は減額整理、005JR宇美駅前広場運営経費では、不足が見込まれます電気代を6万円増額いたしております。

6目企画費、003男女共同参画推進事業費と006総合計画・総合戦略推進関係経費はどちらも減額整理、次の52、53ページ、010企業版ふるさと応援寄附事業費では、普通旅費の執行残を減額する一方、寄附額の増額に伴い運営代行手数料を176万3,000円増額いたしております。

7目電子計算費、001情報システム管理費では、接続開始が令和7年度に後ろ倒しとなったことから、総合行政ネットワーク接続ルータ使用料を355万3,000円減額、次の002情報システム共同化事業費55万円の増額は、制度改正により必要となる健康管理システムの改修業務委託料です。

8目自治振興費、9目生涯学習推進費、10目交通安全対策費、これが54、55ページまで続いてありますが全て減額整理となっています。

11目防犯対策費、001防犯対策事業費では、設置台数の増加に伴い防犯カメラ設置補助金を11万1,000円増額しています。

12目土地対策費は予算の組替えを行うもの、次の14目基金費、001財政調整基金費は、本補正予算における歳入歳出の差引額4億7,420万6,000円を基金に積み立てるもので、003庁舎建設等基金費は、本補正予算の歳入で計上しています町有地売却収入額74万6,000円を全額基金に積み立てることとしています。

005 森林環境譲与税基金費は、森林環境譲与税を割り当てている事業の執行額が確定し、本年度の収入額との差額41万8,000円を積み立てるものです。

18目地域交通費、002 オンデマンドバス運行事業費は、次の56、57ページまで続いていますが見通しての減額整理です。

2項徴税费1目税務総務費、002 税務事務関係経費、それから次の2目賦課徴収費についても、全て決算を見通しての減額整理となっています。

58、59ページをお願いします。

次に、3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費、これも全て決算を見通して減額整理を行うものです。

60、61ページをお願いします。

4項選挙費4目県知事・県議会議員選挙費と62、63ページ、5目衆議院議員選挙費についても、執行額の確定により不用額の減額補正を行っています。

64、65ページ。

6項監査委員費につきましても、決算を見通しての減額整理となっております。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、右下の002 社会福祉事業費、次の66、67ページ、006 国民年金事務経費も決算を見通しての減額整理。013 低所得者支援給付金支給事業費2,576万円と、014 定額減税調整給付金支給事業費6,437万7,000円の減額は、どちらも事業終了に伴い執行残の減額整理を行うものです。

68、69ページをお願いします。

3目国民健康保険事業費、001 国民健康保険特別会計繰出金では、額の確定に伴い保険基盤安定を1,483万1,000円減額、職員給与費等の保険基盤安定以外を3,140万9,000円増額いたしております。

4目障害者福祉費、001 障害者福祉事業費では、契約の相手方が消費税課税対象であることが判明したため、相談支援業務委託料の消費税分20万円と自立支援協議会事務局業務委託料の消費税分8万6,000円を増額補正するほか、過年度分の消費税無申告課税延滞税として障害者相談支援事業等負担金213万1,000円を計上しています。

002 障害児施設給付事業費では、利用者の増加等に伴い審査支払手数料を3万6,000円、障害児施設給付費を862万9,000円増額しています。

003 障害者自立支援給付事業費も、利用者の増加等に伴い障害者自立支援給付費を1,299万7,000円増額しています。

005 障害者地域生活支援給付事業費の報償費は、見込みによる減額整理、次の70、71ページ、先ほどと同様に契約の相手方が消費税課税対象であることが判明したことから、地

域活動支援センター業務委託料の消費税分18万円を増額補正するほか、過年度分の消費税無申告課税延滞税として障害者相談支援事業等負担金82万7,000円を計上しています。

006障害支援区分認定事業費は、決算を見通しての減額整理です。

5目高齢者福祉費、001高齢者福祉事業費も決算を見通しての減額整理、6目高齢者福祉施設費、001老人福祉センター運営経費では、執行残の整理のほか不足が見込まれる水道代を3万円増額しています。

7目介護保険事業費、001介護予防事業費、次の72、73ページ、002包括的支援事業費も減額整理となっています。004介護保険関係経費3,017万2,000円の減額は、福岡県介護保険広域連合負担金額の確定に伴う減額補正となっています。

8目後期高齢者医療費、002後期高齢者医療特別会計繰出金は、繰入金額の見込額が確定したため、後期高齢者医療特別会計繰出金（事務費）を143万4,000円、（保険基盤安定）を921万円減額いたしております。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費、74、75ページ、002子ども医療支援経費では、受診件数の増加により不足する審査支払手数料を24万円増額、011出産・子育て応援事業費では、申請件数の減に伴い出産・子育て応援給付金を205万円減額しています。

2目児童手当費と次の4目子育て支援事業費は、全て決算を見通しての減額整理となっています。

76、77ページをお願いします。

5目保育園費、001町立保育園運営経費573万6,000円の減額も不用額の整理、002特定教育・保育施設運営経費1億1,782万8,000円は、国の基準であります公定価格の改定により、私立保育園等の運営負担金などを増額するほか、物価高騰対策として電気代の高騰分を補助する保育所等物価高騰対策事業費補助金を72万8,000円計上いたしております。

003特定地域型保育事業費も同様に、公定価格の改定により地域型保育給付費負担金を1,049万8,000円増額、電気代高騰分の補助として保育所等物価高騰対策事業費補助金を6万2,000円計上いたしております。

004特定教育・保育施設整備事業費では、柳原ぶらす保育園の園舎建て替えの進捗率が本年度ゼロとなりましたため、保育所等整備事業費補助金を1億7,047万5,000円減額しています。006届出保育施設等事業費では、次の78、79ページ、預かり保育の利用者が見込みより多かったため、届出保育施設等利用給付費を163万1,000円増額いたしております。

6目児童福祉施設費と8目青少年健全育成費は、不用額の減額整理となっています。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費、002母子衛生事業費では、次の80、

８１ページ、受診者数の増に伴い妊婦健康診査業務委託料を２８２万１,０００円増額、前年度国庫支出金返還金を７１万５,０００円計上しています。

００３保健衛生事業費は、決算を見通した減額補正、００６保健衛生関係経費では、燃料費を６万円減額するほか、寄附金を活用して購入する電動自転車１台の購入費６万６,０００円と、防犯登録料１万円を計上しています。

３目予防費、００１予防接種事業費では、不足する印刷製本費を３万７,０００円増額、次の８２、８３ページ、高齢者带状疱疹ワクチン接種に伴う健康管理システムの改修業務委託料を４４万円増額、高齢者带状疱疹案内通知等配布業務委託料４９万２,０００円を計上していますが、それ以外につきましては全て決算を見通した減額整理となっています。次の００２感染症予防事業費も減額整理です。

４目環境衛生費、００５環境衛生関係経費１８１万円の減額は、地球温暖化対策実行計画策定業務委託料の執行残です。６目上水道費、００２上水道事業会計繰出金１７万７,０００円は、上水道基本料金の減免による住民生活地域経済支援事業の決算見込みによります不足額を増額するものでございます。

２項清掃費、次の８４、８５ページ、２目美化推進費、次の３目塵芥処理費、さらに４目し尿処理費は、負担金額の確定に伴う増減額補正や決算を見通しての減額整理などとなっています。

８６、８７ページをお願いします。

６款農林水産業費１項農業費１目農業委員会費、それから３目農業振興費も決算を見通しての減額整理です。５目農地費、００１農業基盤保全事業費では、公用車の修繕料を５万円増額する一方、ため池耐震診断業務委託料と次の８８、８９ページ、農業土木工事請負費の執行残見込みを減額整理いたしております。

２項林業費１目林業総務費、００２林政事務関係経費では、事業費の確定に伴い福岡県治山林道協会負担金を２８万３,０００円増額しています。

２目林業振興費、００１森林機能保全事業費では、契約執行残などの整理を行う一方で、次の９０、９１ページ、整備面積の追加に伴い荒廃森林整備工事請負費（単独）を４９８万６,０００円増額するなど、その他関連経費の増額を行っています。００２林道維持管理費５３万９,０００円の減額は、執行残の減額整理です。

７款商工費１項商工費２目商工業振興費、３目観光費、次の４目消費者行政推進費は、全て額の確定や決算を見通しての減額整理となっています。

９２、９３ページをお願いします。

８款土木費１項土木管理費１目土木総務費２項道路橋りょう費１目道路橋りょう総務費２目道路橋りょう維持費、次の９４、９５ページ、３項の河川費１目河川総務費は契約執行残、それか

ら決算を見通しての減額整理を行っているものです。

次に、５項都市計画費１目都市計画総務費は、執行残等の減額整理、３目街路事業費、００１都市計画街路整備事業費では、志免宇美線街路事業負担金の額の確定により２,１９５万９,０００円を減額補正しています。

９６、９７ページをお願いします。

６項住宅費１目住宅管理費、００２町営住宅維持管理費６万円は、不足が見込まれる電気代の増額補正です。

９款消防費１項消防費１目常備消防費では、額の確定により粕屋南部消防組合分担金を１７１万６,０００円減額しています。

２目非常備消防費、００１消防団活動支援事業費では、出動人員の増により出動報酬を２６８万２,０００円増額していますが、それ以外につきましては、次の９８、９９ページまで続きますが決算を見通した減額整理となっています。００３糟屋地区消防ポンプ操法大会出場経費１５９万１,０００円の減額は、大会終了に伴い執行残の整理を行うものです。

４目防災対策費、００１防災対策事業費も執行額確定等により減額整理を行っていますが、下のほうの宇美町防災士資格取得助成金については、申請者数の増に伴い１２万３,０００円の増額補正を行っているものです。

１００、１０１ページをお願いします。

１０款教育費１項教育総務費２目事務局費では、不足が見込まれる郵便料２万１,０００円、コピー機使用料を３万円増額しています。３目教育支援事業費、００１学校教育推進事業費と００４保健・安全対策事業費は、執行残の減額整理となっています。

次の１０２、１０３ページ、００５就学援助事業費は、不足が見込まれる郵便料を３万２,０００円増額、００９不登校対策事業費では、中学校教科書改訂に伴い教師用教科書・指導書購入費を８万８,０００円計上いたしております。

２項小学校費１目学校管理費、００３宇美東小学校管理費は、不足するガス代と水道代を増額、００４原田小学校管理費は執行残の整理、００５桜原小学校管理費は、不足する修繕料を９万９,０００円と、来年度教室が２教室増えることに伴い必要となります教師用机・椅子等の購入費３０万３,０００円を増額いたしております。

００６井野小学校管理費は、来年度特別支援学級が２教室増となることで必要となります教師用の机、ホワイトボード、パーティションなどの学校用器具費を９９万３,０００円増額いたしております。

００７学校管理関係経費では、次の１０４、１０５ページ、国から算数のデジタル教科書を提供されない３校分の購入費として、学習者用デジタル教科書購入費を２６万２,０００円計上し

ています。

2目教育振興費では、小学校教科書改訂に伴い教師用の教科書・指導書購入費を各学校で計上しておりまして、合計397万円の増額です。4目施設整備費は、執行残の整理となっています。

3項中学校費1目学校管理費、005学校管理関係経費では、次の106、107ページ、国からの数学のデジタル教科書を提供されない2校分の購入費として、学習者用デジタル教科書購入費を19万4,000円計上しています。

2目教育振興費、001中学校教育振興費では執行残の整理のほか、大会出場生徒数の増に伴い不足する部活動県大会・地区大会出場経費助成金を22万7,000円増額しています。

その下は、中学校教科書改訂に伴い、教師用教科書・指導書購入費を各学校で計上しているところです。

4目施設整備費、001中学校施設整備費が減額整理、次の003宇美東中学校施設整備費では、執行残を減額する一方、次年度に繰り越して実施いたします宇美東中学校校舎外壁等改修工事の監理業務委託料を305万8,000円、工事請負費を2億1,076万円計上しています。

108、109ページお願いします。

4項学びの多様化学校費1目学校管理費では、職員室に配置する机、椅子、ロッカーなどを購入いたします学校用器具費を184万8,000円計上しています。2目教育振興費47万4,000円は、教師用教科書・指導書の購入費です。

6項社会教育費1目社会教育総務費、次の110、111ページ、2目青少年教育費、3目人権教育費と4目公民館費の001中央公民館事業費までにつきましては、全て決算を見通しての減額整理、002の中央公民館・住民福祉センター管理費は、不足する電気代4万1,000円と水道代1万5,000円の増額補正となっています。

112、113ページ、5目図書館費は、全て決算を見通しての減額整理、6目社会教育施設費では、執行残の整理のほか、001地域交流センター管理費で電気代を36万1,000円、002研修所施設管理費も電気代を9,000円増額いたしております。

114、115ページ、8目文化財保護費は、執行残の減額整理、9目歴史民俗資料館費では、001歴史民俗資料館事業費で、城カード購入費を6万2,000円増額していますが、それ以外は、決算を見通しての減額整理となっています。

7項保健体育費1目保健体育総務費は、次の116、117ページまで続きますが、全て減額整理、2目体育施設費は、001総合スポーツ公園管理費から、次の118、119ページ、005その他体育施設管理費までにつきましては、一部不足が見込まれます電気代と水道代を増額補正していますが、それ以外は減額整理となっているところです。

006体育施設関係経費では、一番下になりますが、不足が見込まれますコピー機使用料を

8,000円増額いたしております。

3目学校給食費、これが次の120、121ページまで続いておりますが、基本減額整理となっておりますが、中段の002小学校給食運営費において、桜原小学校の給食準備室の空調機器取替工事請負費、これを14万3,000円、同準備室の洗濯機の購入費これを11万4,000円計上いたしているところでございます。

122、123ページをお願いします。

11款の災害復旧費につきましては、財源更正のみとなっております。

12款公債費1項公債費は、令和6年12月に借入れを行いました起債の1回目の償還が3月末となりましたため、1目元金を53万円、2目利子を1万1,000円増額いたしております。

歳出は、長くなりましたが以上となります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきますので、だいぶ戻りますが16ページ、17ページをお願いいたします。

それでは、まず1款町税でございますが、町税につきましては、最終調定見込額や見込徴収率等の見直しによりまして、1項町民税を2,928万1,000円増額、2項固定資産税を879万7,000円増額、3項軽自動車税を143万2,000円増額いたしております。

2款地方譲与税は、本年度の収入見込みにより減額補正し、18、19ページ、3款利子割交付金、6款法人事業税交付金、7款地方消費税交付金、8款自動車税環境性能割交付金は、収入見込みにより増額補正をしているところです。

20、21ページ、10款地方交付税の普通交付税は、国の令和6年度補正予算において普通交付税が増額され、追加交付となりましたため1億8,387万7,000円を増額いたしております。

11款交通安全対策特別交付金は、見込みにより13万円減額、12款分担金及び負担金1項分担金から、次の22、23ページ、2項の負担金、次の13款使用料及び手数料1項使用料、次の24、25ページ中段の2項手数料までにつきましては、収入済額または今後の収入見込みにより各予算の増減額補正を行っているところでございます。

次の14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金は、次の26、27ページまで続きますが、歳出事業費の確定等による補正増減により、そこに充てる国庫支出金を増減額補正しているものでございます。

7目災害復旧費国庫負担金1節農地農業用施設災害復旧事業費負担金は、補助率のかさ上げにより470万4,000円を増額いたしております。

4節公共土木施設災害復旧事業費負担金は、国からの内示額に合わせ613万7,000円を減額しています。

2 項の国庫補助金 1 目土木費国庫補助金から、2 8、2 9 ページ、飛ばしまして 3 0、3 1 ページ上段の 9 目教育費国庫補助金まで、また、次の 1 5 款県支出金が、次の 3 2、3 3 ページ、3 4、3 5 ページ、そして 3 6、3 7 ページの上段まで続きますが、これも歳出事業費の確定による補正増減、それから、交付額の確定などによりまして増減額の補正を行っているものになります。

1 6 款財産収入 2 項財産売払収入 1 目不動産売払収入は、町有地売払収入を 7 4 万 6, 0 0 0 円増額、2 目物品売払収入では、消防車と公用車の売払収入で計 1 1 6 万 8, 0 0 0 円を計上しています。

1 7 款寄附金 1 項寄附金 2 目指定寄附金では、教育費寄附金を 3 0 万円、衛生費寄附金を 4 万 2, 0 0 0 円増額、4 目企業版ふるさと応援寄附金は、寄附受納額に合わせ 4 9 万円を増額しています。

1 8 款繰入金 2 項基金繰入金 7 目歩み出そう次の 1 0 0 年基金繰入金は、歳出事業費の減により 7 7 万 3, 0 0 0 円減額、次の 3 8、3 9 ページ、9 目ふるさと応援基金繰入金は、充当事業費の増により 2, 4 8 8 万 5, 0 0 0 円増額いたしております。

2 0 款諸収入 1 項延滞金、加算金及び過料 1 目延滞金では、調定額に合わせ、町税延滞金を 2 7 5 万 2, 0 0 0 円増額しています。

7 項雑入 5 目過年度収入は、1 節医療費支給事業費を 3 5 0 万円減額、6 目納付金、7 目給食事業収入、8 目雑入は、次の 4 0、4 1 ページまで続きますが、収入額の確定や見込みなどによりまして増減額整理を行っているものになります。

4 2、4 3 ページをお願いします。

2 1 款町債 1 項町債は、対象事業費の確定や起債の種類の変更などにより増減額整理を行っていますが、8 目教育債 4 節防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債のうち、宇美東中学校校舎外壁等改修事業は、歳出で計上いたしています工事請負費、それから、工事監理業務委託料に充当するため、1 億 3, 2 6 0 万円を計上しているところでございます。

歳入の説明は以上となります。

すみません、さらに戻っていただきまして、8 ページをお願いいたします。

第 2 表の繰越明許費補正です。3 件の追加を提案するもので、1 件目が 3 款民生費 2 項児童福祉費、事業名が保育所等物価高騰対策事業費補助金で、金額を 7 9 万円。2 件目が 8 款土木費 2 項道路橋りょう費、事業名が補償金算定業務委託料で、金額を 1 4 5 万 4, 0 0 0 円。3 件目が 1 0 款教育費 3 項中学校費、事業名が宇美東中学校校舎外壁等改修事業で、金額を 2 億 1, 3 8 1 万 8, 0 0 0 円と定めるものです。

9 ページをお願いします。

第3表は、債務負担行為補正で、廃止1件、それから、変更1件を提案するもので、1の廃止は、保育所等整備事業で期間が令和7年度、限度額を7,306万1,000円と定めていたものを廃止するものでございます。

2、変更は、放課後児童クラブ運営業務委託で、限度額2億5,840万2,000円を2億6,429万6,000円に変更するものでございます。

次の10ページをお願いします。

第4表、地方債補正は、追加1件と変更7件を提案するもので、1、追加は、起債の目的が学校教育施設等整備事業債、限度額を7,880万円と定めるもので、起債の方法、利率、償還の方法は、ほかの地方債と同じ内容で定めるものでございます。

2、変更はいずれも限度額の変更で、公共事業等債6,160万円を5,510万円に。公共施設等適正管理推進事業債2,240万円を1,650万円に。緊急自然災害防止対策事業債5,000万円をゼロに。それから、一般補助施設整備等事業債850万円を400万円に。緊急防災・減災事業債4億540万円を3億5,700万円に。防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債1億1,310万円を1億3,460万円に。補助災害復旧事業債3,970万円を3,470万円にそれぞれ変更するものでございます。

最後になりますが、予算書の後ろのほうになりまして、124、125ページに今回の補正に係ります給与費明細書、次の126、127ページに債務負担行為の廃止・変更に関する調書、128ページには地方債の現在高の見込みに関する調書を掲載しておりますので御参照いただければと思います。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりました。

ただいまから14時10分まで休憩に入ります。

13時58分休憩

.....

14時10分再開

○議長（古賀ひろ子）

休憩前に引き続き会議を再開します。

議案第20号 令和6年度宇美町一般会計補正予算（第9号）の質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入と歳出に区別の上、歳出は適宜こちらで指示し、歳入一括、最後に総括質疑という順序で審議を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

異議なしと認めます。

それでは、歳出、1款議会費から2款総務費までの質疑に入ります。予算書46ページから65ページ中段までの間で、ページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

事業一覧でいきますと2ページになります。ページ数53ページです、企業版ふるさと応援寄附の事業費で運営代行手数料176万3,000円の増額が計上されております。説明文がちょっと非常に分かりにくいんですね。各事業者を通じての企業版ふるさと納税ですね。20%の手数料取られるわけなんですけれども、なんかそれと別に何か支払う金額ということで理解しているのか、その20%の手数料がいっぱい入ったからですね、増やしているのか、そのあたりをきちんと説明していただきたいなと思います。寄附額が想定より伸びたから、入ったから、この時期に追加補正を行うのかというところ、そのあたりをまず説明してください。

○議長（古賀ひろ子）

工藤企画財政課長。

○企画財政課長（工藤正人）

今の御質問からいきますと、寄附がたくさん入ったからというのが答えになりますけど、ちょっとこの事業一覧の表現、分かりにくかったかと思いますが、この消費税込みで22%の手数料取られるんですけども、その22%の手数料というのがこのポータルサイトへの掲載を行ってマッチング支援の業務をお願いしているという、こういうのを使われるということでの説明をちょっと入れさせていただいてましたので分かりにくかったかもしれませんが、寄附額が増えたことによりましての増額補正ということでございます。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

ちょっと腑に落ちないのが財源についてなんです。財源が、これ一般財源がかなりあるんです。普通考えると、寄附を頂いた総額の中から22%ということ、それは特定財源として計上するのが普通じゃないかなと思うんですけども、何で一般財源がここで使われているのか、ここを説明してください。

○議長（古賀ひろ子）

工藤課長。

○企画財政課長（工藤正人）

議員言われるように、基本的には寄附額の中からこの手数料というのが仕払われることになり
ますけれども、実は、物で入ってきた分、公用車が入ってきた分を御説明したと思うんですけど
も、それは物に対する額を想定での販売価格の額に対して22%取られるので、入ってくる金額
がないんですね、物で入ってきているので。その分は、もう一般財源で処理するしかないという
ことで、ここは一般財源が上がってきているということになります。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

また、この説明の中にマッチングによる寄附を見込みのという、こうやって書いてありますね。
先日、東京とかで開催されたマッチング会、思っていたような成果は得られなかったみたいなん
ですけど、具体的にどのような事業に支援していただいたのか、マッチングというところ。あと、
幾らぐらいの寄附が見込まれての今回の増額なのか、ここまで答えていただきたいと思いますけ
ど、よろしいですか。

○議長（古賀ひろ子）

工藤課長。

○企画財政課長（工藤正人）

マッチングといいますのは、結局、企業さんのほうから、こういうのに対して寄附をしたい
ということで申出が 있습니다けど、それに対して町としてどうされますかというような提供が
あります。それに対しては、基本的には全て手を挙げて、プレゼン用の資料をつくって、企業さ
んのほうにプレゼンをして、うちのほうに寄附をお願いしますというのをやっています。それが
企業との間をマッチングしてくれるということで、それを代行事業者さんがやっていたいてい
るというところでのマッチング支援業務ということで、ここでも入れさせていただいてい
ますけども、最終的には、幾らぐらいの寄附というのがちょっと言いにくくて、というのが、直接寄附さ
れた分については経費がかからないので、経費が幾らぐらいかかるかというところでの大体の予
測で予算を組んでいるところでございまして、これだけで幾らぐらいの寄附を見込んでの経費を
増額しているのかというのはちょっと言いにくいところですけども、今現在は2,000万円と
いうところで、超えるぐらいで寄附の額がっておりますので、それに対しての経費というこ
とになりますけど、まだ経費には余裕が少しありますので、まだまだこの一月の間で頂ける分だけ
頂ければということで頑張っていきたいというふうに思っています。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。8番、黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟）

予算書の55ページ、防犯カメラ設置補助金についてお尋ねします。

今回、補正で11万1,000円ほどついていますが、県のほうで補助があると思いますが、これ、台数が今回4台から6台に増えて、また、補正で県から補助金がついていますが、これ、上限というのはあるんですか。

○議長（古賀ひろ子）

太田地域コミュニティ課長。

○地域コミュニティ課長（太田一男）

事業一覧にも書いていますけども、1台につき5万円を上限とするとなっております。1台につき5万円を上限。

○議長（古賀ひろ子）

黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟）

すいません、説明がちょっと悪かったです。これが今、町で6台申請されていますよね。これが10台とか20台とかになった場合でも補助金が全部出るのかと。

○議長（古賀ひろ子）

太田課長。

○地域コミュニティ課長（太田一男）

台数が増えた場合、1台につき5万円を上限でございますので、その年度による県内全体の補助申請の件数にもよると思いますが、あくまでも1台5万円が上限ですよということで県から聞いているところでございます。（「何台でもいい」と呼ぶ者あり）何台でもようございます。何台でも、1年、何台でもようございます。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。歳出、1款議会費から2款総務費までの質疑を終わります。

次に、歳出、3款民生費から4款衛生費までの質疑に入ります。予算書64ページ下段から87ページ上段までの間で、ページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

事業一覧ですと7ページです。ページ数でいくと73ページになります。介護保険関係経費ということで、福岡県の介護保険広域連合会の負担金が2,745万1,000円減額になっていま

す。これに関して質問いたしますが、宇美町では後期高齢者医療費の1人当たりの医療費がほぼ日本一高いと、これが大きな問題となっています。

そうした中で、宇美町では後期高齢者医療保険の利用者が多くて、介護保険の利用者が少ないという実態があります。こういった少々いびつな状況が続いていると認識しています。この状況を打開するために、是正するために、そういった取組も大切ではないかと思っています。

まずは、他の自治体並みに、介護保険の利用と後期高齢の利用者が大体同じぐらいの利用者になっていく、そういったことがやっぱり望まれるんじゃないかなと思います。そういったことが是正された場合に、本町の負担金がどのように変わってくるのか、ここを説明していただけないでしょうか。

○議長（古賀ひろ子）

水野健康課長。

○健康課長（水野治也）

すみません、失礼いたします。

まず、議員御質問のどのように変わっていくのかというところでございますが、答えからいきますと、大変申し訳ございません、そのようなシミュレーションをしたことがございませんので、この場で具体的な数字をちょっと述べることは難しいんですけれども、実際、町の負担は、介護給付費負担金につきましては、介護給付費の12.5%を町が負担しております。一方で、後期高齢者の医療費、いわゆる療養給付費負担金でございますけど、これは町が8%を負担しております。このパーセントだけいきますと、単純に後期のほうが負担率が低いのですというような考え方もあろうかと思いますが、そもそも後期高齢者医療費の総額と介護給付費の総額が全然違いますので、あくまでもこの総額に対してのパーセントでございますから、町の単純なる金額ベースでの負担感といえば、やはり介護給付費が下がったほうが町の負担としては下がるだろうというふうに思っております。

この具体的な数字でございますけど、すいません、今現在、まだそのような数字を出したことはございませんが、今後、議員も御承知のとおり、今、医療費適正化推進室で分析を行っておりますので、この分析を基に、できれば医療費適正化計画なり推進計画なりをつくりたいというふうに考えておりますので、その中で、可能な範囲ではありますけど、医療費の推移とか、そのあたりの推計というのは、職員レベルではあると思いますが、やっていければというふうに考えております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。4番、丸山議員。

○議員（４番 丸山康夫）

事業一覧でいきますと１４ページになります。母子衛生事業費で補正が２８２万１，０００円計上されております。これは、妊産婦の健診数が増えた。私は、これは大変喜ばしいことじゃないかなと思っております。宇美町の子育て支援策が受け入れられていると評価したいと思っています。

お尋ねしたいのは、これは政策に取り組んだいろんな結果だと思っていますけれども、本町の妊娠届出数、どのように変化しているのか。特殊出生率がどのように変化しているかということでもいいんですけれども、今回は、妊娠届出数がどのくらい増えたのかと、それが他の自治体と比較してどうなのかということをつかんでありましたら回答していただきたいと思います。

○議長（古賀ひろ子）

入江こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（入江和美）

まず、御質問の妊娠届出者数、こちらについて御説明いたします。

まず、令和４年度こちらは２４７、令和５年度が２０７、令和６年度については、令和７年１月末現在で１９８、この１９８というのは、前年同月よりも２９人の増という状況でございます。最終的な６年度の見込数といたしましては、２３８程度を見込んでおるところでございます。

この数字に関しては、他町との比較については情報収集しておりませんので、ちょっと申し上げることはできかねます。分析については、令和５年度については、妊娠届出数が減っております。今年度の妊娠届出数の推移を見ますと、先ほど申し上げましたように、令和６年度にＶ字回復という状況でございます。特に、先週３月３日から３月６日までの４日間の間で１１人の方が御来庁されたというような実績もございます。この間は非常に喜ばしいことで、こどもみらい課としても大変忙しさの中で業務に従事したところでございます。

それから、事業の評価でございますが、この事業単独での評価というものはなかなか難しいものがあると思いますが、これまで実施しています事業、それから、令和５年度に新たに妊産婦応援事業、それから新生児聴覚事業等の事業も取り組んでまいっております。この母子健康手帳交付時に健診の必要性を丁寧に説明をいたしております。母子保健ケース会議等も定期的開催いたしておりまして、医療機関と連携して必要な妊婦の情報収集に努め、随時保健師のほうでフォローをしているというような状況でございます。

今後も、安全な出産に向けての丁寧な対応に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。８番、黒川議員。

○議員（８番 黒川 悟）

事業一覧の４ページで、予算書の６７ページ、定額減税調整給付金支給事業費についてお尋ねします。

物価高騰の影響を受けた町民の負担を緩和するための所得税、個人住民税の定額減税を行うことに伴い、減税し切れないと見込まれる納税義務者に対して調整給付金を支給するという事業なんですが、このマイナス補正の要因、これを教えてください。

○議長（古賀ひろ子）

田口税務課長。

○税務課長（田口嘉輝）

マイナス補正の要因としましては、実績として対象者数が７，０６１人となったところなんですけども、当初の補正予算計上時点では７，７００人を見込んでいたところで、その見込時点が税の申告情報を整理した４月時点の見込みでしたので、実績として、結果減となったところで減額補正となったものでございます。

○議長（古賀ひろ子）

黒川議員。

○議員（８番 黒川 悟）

７，７００人の見込みで実際はどうだったんですか、実績。

○議長（古賀ひろ子）

田口税務課長。

○税務課長（田口嘉輝）

実績は７，０６１人でございます。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。４番、丸山議員。

○議員（４番 丸山康夫）

事業一覧でいきますと１７ページです、予防接種事業費、ページ数は８３ページになります。高齢者の新型コロナウイルス予防接種業務委託料が、これ、なんと５，６５３万６，０００円の減額補正となっております。

ここで幾つかお聞きしたいと思うんですけれども、まずは、特定財源で計上されています。これ、何なのかと、接種者の負担金なのか、あるいは、国からの交付金なのか、そのあたりをまず説明してください。

○議長（古賀ひろ子）

水野健康課長。

○健康課長（水野治也）

すみません、失礼いたします。

事業一覧の事業概要の一番上にありますが、新型コロナワクチン接種費用助成金、1件当たり8,300円の分になりますけれども、こちら、国から直接入るシステムではなく、その下にありますが、ワクチン生産体制等緊急整備基金より拠出されていますので、予算編成上、国庫県支出金ではなく、その他の特定財源になっているということになっております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

そこで、それは分かりました。見込数と実施者が大きな隔たりがあるんですね。その理由を説明していただきたいと思います。

近隣自治体でも同様の予防接種事業を行われたと思いますけれども、接種率の情報なんてつかんでありますか。宇美町が異常に低いのか、あるいは、よその自治体もこれぐらいの低さで推移したのか、お聞きしたいと思います。

何でこんなことを聞くかというと、町として積極的な予防接種を推進しようとしているのか、それとも、引き続き、こういった制度があるから存続して、取りあえず予算計上しておこうか、そういったスタンスなのか、なかなか見えてこないんですね。当然ながら、町として、高齢者に新型コロナウイルスの感染してほしくないんですね。特に高齢者は重症化しやすいんです。重症化して長期入院とか、あるいは、エクモを使ったりとかすると、もうとんでもない医療費がかかってしまうんですね。だから、予防接種をしっかり推奨して、高齢者の方々にはコロナにかかってほしくない、それでやっていたんじゃないかなと私は思うわけなんですけれども。積極的に推奨してこの数字だったのか、だとしたら、やっぱり改善策が求められるんじゃないかなと思っています。担当課の見解を求めたいと思います。

○議長（古賀ひろ子）

水野健康課長。

○健康課長（水野治也）

すみません、失礼いたします。

まず、1つ目の御質問の近隣市町の状況ですが、すみません、全部把握はしておりませんけれども、近隣市町まだ最終まで行っていませんので、正確な数字ではありませんけど、一応粕屋町が12%から13%、須恵町が大体10%から11%、志免町も12%から13%程度となっております。現在、宇美町が3月10日現在で11.1%、最終見込みを12.8%で予算編成をし

ております。

あと、2つ目の御質問の勧奨というか推奨のところですけども、まず、実績といたしましては、9月に広報で皆様にお知らせをしたのと、ラインで9月と11月に2回ほどお知らせをさせていただいております。

しかしながら、この新型コロナワクチンの予防接種につきましては、予防接種法上はB類に指定されておまして、A類については公的関与も、厚生労働省のほうも接種勧奨を行うというふうにされておりますが、B類のほうにつきましては勧奨はなしということになっております。

ただ、町としては、議員おっしゃいますとおり、できればたくさんの方に打っていただきたいというふうに思っておりますけれども、一方で、健康被害になりますと、A類でいきますと救済水準もかなり高額になりますが、B類になりますと、A類に比べると低額といった状況もございますので、あくまでも個人の御判断で接種いただくというのが基本になろうかと思っておりますので、当課といたしましては、今後もですが、引き続き接種を希望されるという方については、ちゃんとそういった接種機会があるというか、その接種機会を逃さないような体制整備はこれまで同様進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

事業一覧でいきますと18ページになります。上水道事業会計繰出金が今回17万7,000円計上されています。これは、国の交付金を活用して上水道事業の基本料金3か月分の減免を行われた、若干足りなかったから出したというところなんでしょうけれども、そもそもこの事業、町民の反応はいかがでしたか。私のところには、実は、いろんな声が聞こえてきたんですね。どんな声かということ、町民そして事業者全てに平等に、これ行き渡りますよね。本当に助かりましたと。また、井戸水を使っていない世帯にも燃えるごみの袋をお配りいただいたの、そういった気配りもされていたと。3か月の基本料金減免、少ないようなんですけども、やっぱり、これだけ物価高が続く中で大変喜ばれたと。できるなら7年度もやってほしいというような声が多数入ってきたんです、私のところに。いろいろフェイスブックでも上げていましたので、そういった声が聞こえてきました。

担当課として、この事業をやってみて、町民から、また事業者の方々から声を聞こうとされましたか。多分、聞こうとしていたと思うんですね。どのような事業検証を行ったのか回答をさせていただきたいと思っております。事業評価も含めてお願いします。

○議長（古賀ひろ子）

前田上下水道課長。

○上下水道課長（前田友博）

上水道の基本料金の関係でございますので、私のほうから答弁させていただきます。

この基本料金減免につきましては、令和3年・4年、今回で3回目の減免措置を行わせていただいております。今回は、令和6年5月から7月までの3か月間、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けていらっしゃる町民の皆さんや事業者の御負担を軽減するために、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用させていただき、上水道基本料金を3か月間、延べ4万4,646件、税込みになりますが5,691万円余の減免をさせていただいたところでございます。

より多くの方に、皆様にはお伝えできるようにホームページや広報、そしてSNS等での周知以外にも、本庁舎や図書館それからハピネス等の施設にもチラシを貼ったり、窓口に来られた方々にもお伝えするなどの周知活動を行いまして、一概に数字的に示すのは非常に難しいところがございますが、早々に喜びの声を窓口やメールなどでいただいているところでございます。事業評価的にも高評価であったと受けているとともに、職員の励みにもなったのではないかと、私自身感じているところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

もう一回、確認しますよ。とっても評価高かったですよね、町民の方々の。そういった声が上下水道課にもたくさん寄せられたと、そういうことで理解していいですね。確認です、お願いします。

○議長（古賀ひろ子）

前田課長。

○上下水道課長（前田友博）

窓口におきましても、非常に助かるというふうなお声もいただいていますし、メールにおきましても、この世の中、物価高騰により、もう非常に大変ですと。3か月免除ありがたいです、助かりますというような、そのようなメールも直接いただいているところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

今から、一番聞きたいことをお聞きしますが、事業一覧でいくと18ページ、予算ページ85ページになります。ここにRDF処理業務委託料7,486万3,000円の減額とあります。すごい割合ですね。説明を読みますと、須恵町外二ヶ町の清掃施設組合運転維持管理費、燃料費と電気代の減額に伴い負担が減額になったものだと書いてあるんですね。本当でしょうかと、国の補助金等がありました、燃料費のですね。それで、本当に7,500万円分もあったのと、私はちょっと腑に落ちないんです。きっちり説明していただけないか。この説明に書いてあることが、そのまま正しいことなのかどうかを含めて回答してください。

○議長（古賀ひろ子）

石川環境課長。

○環境課長（石川和男）

このRDF処理委託料の減額の主な要因というところで、事業一覧のほうには、議員の言われたように、そういったことがございます。

ただ、もう1つ、大きな要因がございまして、組合の議会におきまして、決算がありますけども、5年度の繰越額、宇美町分でいうと約5,000万円が確定したことというところも1つの要因であるというところです。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

ですよ、そうなんです。国のエネルギー施策の補助金があるから、それ大体2,500万円ぐらいですかね。残りは繰越金なんです。何でそのとおりに書かないんですか。これ虚偽の説明記載されているんですか。どうにも腑に落ちないですね。

これは令和5年度の繰越金なんです。この金額というのは、令和6年度の当初予算組むとき、当然、繰越額というのは大体決まっていますよね、1月とか2月の段階で。当初予算組むときには分かるはずなんです。それを見越して、ずっとこのところ1億円増やしてますよ、このRDFの処理費用に。7,500万円返ってきたのはありがたいんですけども、この1億円の増額の予算組むために、町ではいろんな事業を削減しているはずなんです、この1億円を捻出するためにですね。返ってきたのは7,500万円なんですけど。それで本当にいいのかなと。基金も取り崩して当初予算組んでいますよ。大丈夫なんですか、そういったところで。見解を求めたいと思います、まず、この7,500万円が返ってきたこと、組合から繰越金が5,000万円もあるのに、そこがちゃんと予算に計上されていないこと、何でこういった事態になったのか、説明していただけないか。

○議長（古賀ひろ子）

石川課長。

○環境課長（石川和男）

令和6年度の予算編成時におきまして、液化天然ガスの単価見積りというところを捉えてあります。料金見ますと、15万円ほど、1トン当たりですね。15万ほどだったものがウクライナ情勢等価格の変動がございまして、6年度は11万から12万程度に収まっているといったような状況です。

それから、先ほど議員もされましたように、国の激変緩和対策によって支援があったといったところで、このように大きな補正額となったところでございます。

繰越金に関しましては、5年度、出納閉鎖後というところで確定するものでございますので、また、組合のほうも議会がございまして、その中で精査されてあるというふうに認識しているところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

さっきも言ったように、巨額の処理費用を捻出するに当たっては、令和6年度も基金をたくさん取り崩して、あるいは、いろんな事業を削減して何とか捻出しているんですね。返ってきたからいいとしても、何でこういった事態が発生するのかといいますのも、やはり組合に加盟していないからなんですね、事業委託でやっているから。普通だったら、組合の議会でこういったことは指摘されるはずなんです。そういったことも指摘もできない、組合に入っていないから、言われるままなんですね。

クリーンパークわかすぎの新しい焼却炉建設予定地ももう確保されて、もう更地になっていますよ。用地問題は既に、地元との協議も終了しているんじゃないかなと思っております。

以前から、私ずっと求めているんですけども、やはり早急に加盟して5町の枠組みを構築しなければいけないと思っています。これも、私たちが、どうぞ組合にかててくださいと言っているわけじゃないんです。向こうから、3町施設組合から、人口20万人規模の焼却炉を造るためには、宇美町と志免町に加入してもらわないと、そこは実現できません、国の補助対象にもなりません、ぜひ加入してくださいと向こうからお願いされて、じゃ入りましょうと、そういった感じになっていると思います。

やっぱり早急に組合に加入して、こういった事態が起こらないように、議会でもきちんと審議してやるとか、そういったことをやっていかないと、後々炉が建設されてから、じゃ入れましょうと。どうかなりますよ、本当に、いいようにされますよ。いいんですか、それで。ぜひ建設が

始まる前に再度、宇美町と志免町がきちんと組合に加入して5か町でしっかり運営していく、このコンセンサスを構築しないといけないと思います。ぜひ執行部の見解を求めたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子）

一木副町長。

○副町長（一木孝敏）

御質問におきましては、組合加入の時期は、次期ごみ処理施設が本稼働を予定している令和10年4月が組合に加入になることは変わらないというふうに認識しているところでございます。

これまでの経緯を説明させていただきますと、令和15年、16年の2回にわたり、須恵町外二ヶ町清掃施設組合に対し、組合への加入要請を行ってまいりました。しかしながら、組合と地元関係区等々で締結してある覚書等には、須恵町、粕屋町、篠栗町以外の他の市町が組合に参加する場合は、改めて地元関係区等々の協議を行うこととの条件が付されております。

このような状況下において、地元関係区等々、宇美町、志免町両町の申出について協議を図るには、地元関係区等々が納得できる環境づくりが何より必要であり、信頼関係を損なわないことが最も重要であるということで、現状では、組合加入は困難な状況だったというふうにお聞きしております。

その後、令和元年11月に開催されました、糟屋郡5町ブロック廃棄物対策協議会におきまして、三浦組合長のほうから、宇美町・志免町を加えて5町で運営することは可能ではないかといったお話をいただきまして、改めて令和2年1月に、組合加入の要望書を提出したところでございます。

その後、令和4年6月に開催されました宇美町全員協議会において、須恵町外二ヶ町清掃施設組合から次期ごみ処理施設の整備計画等に係る説明を行っていただく中で、三浦組合長から地元関係区等々の環境整備などの協議も要することから、地元対策が終わった段階で、構成5町でやっていきますということを説明していただいたところでございます。

御質問の組合加入につきましては、施設自体がもたらす環境リスクだけではなく、ごみ運搬トラック、起因する迷惑地域発展の阻害、不動産、火事の影響、地域のイメージの悪化などの様々な課題もあることから、地元であり、信頼のおける三浦組合長をはじめ、平松副組合長、箱田副組合長のお力添えを願うばかりでというふうに考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

これって口約束じゃないんですか。口約束で、町民のごみ問題、そのまま突き進んでいいんで

すか。そういった状況があるから、こういった負担金の問題であり、いろんなところでいびつな関係に、いびつな状況が生まれてくるんじゃないですか。

やはり、前に説明してもらいましたけれども、それも何年前ですかと。現場も、この間見に行きましたけれども、敷地もきれいに整備されてるんですよ。もう、いよいよ建設が始まると、そういう状態だったんですね。いざ、建設を始めて立ち上がりました、宇美町の負担金はこれだけですみたいにボーンと来たら対応できるんですかね、それで。口約束で大丈夫なんですか。

私は、そういったことをまだ何回も何回も繰り返し要望していく必要があるんじゃないですかと、早急に5町の枠組みを構築する必要があるんじゃないですかと、それが町民の福祉に役に立つんじゃないですかと、それが担保になるんじゃないですかということを言っているんです。しっかり考えていただいて、あらゆる機会を使ってやっていく必要があるんじゃないですか。

もう一回、見解を求めたいと思いますけれども、本当にこのままでいいんですか、大丈夫なんですか、お願いします。

○議長（古賀ひろ子）

一木副町長。

○副町長（一木孝敏）

当町におきましても、最終処分場とかりサイクルセンターが宇美地区に立地、稼働しておりますけれども、やはり地元との合意形成というのが一番大事だと思います、こういうものを造る場合は。これは、私ども宇美町だけに限らず、どこの市町村においても、このような一般的に迷惑施設と申しますか、そういうものを造る場合においては、地元の合意形成というのが絶対必要不可欠だというふうに思っております。

したがって、三浦組合長がおっしゃっているように、地元対策が終わった後にとはっきりおっしゃっておられますので、私どもはそれを信用するしかないというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。歳出、3款民生費から4款衛生費までの質疑を終わります。

ただいまから15時まで休憩に入ります。

14時48分休憩

.....

15時00分再開

○議長（古賀ひろ子）

休憩前に引き続き会議を再開します。

質疑を続けます。次に、歳出6款農林水産業費から9款消防費までの質疑に入ります。予算書86ページ中段から101ページ上段までの間でページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

事業一覧ですと21ページになります。ページ数は95ページですね。都市計画街路整備事業費。この志免宇美線街路事業への負担金が2,195万9,000円減額となっています。

街路事業は基本的に国の交付金これを最大限活用して、そこでどうしても予算が足りない場合、県単独費を使うという意味では、今回県単独事業減額しての町の持ち出し分を極力減らしていこうとされたことは評価したいと思います。

ただ、気になるのはやはり事業の進捗率なんですね。交付金事業も幾分か減額になっていると思います。

また、宇美町ではスマートインターの事業化がこれから本格的な議論を進めていくと思っています。

そのためにも、都市計画道路の志免宇美線、第2工区の早期完成を目指して、その上で次の第3工区そして第4工区の事業化に結びつけなくてはならないと思っております。

また、志免宇美線、用地の買収は肅々と進んでいると思いますが宇美町側の工事です。これ実はもう12年間一切進んでいないんです。志免町側といいますと、もう道路線形もできていて一部舗装もできています。

改めて6年度末の事業進捗率お尋ねしたいと思います。どのようになっていますでしょうか。

○議長（古賀ひろ子）

藤木都市整備課長。

○都市整備課長（藤木義和）

お答えをさせていただきます。

まず、都市計画道路の予算編成の部分なんですけれども、今回当初の県の事業としては交付金事業のほう、6分の1の部分です、こちらが1億800万で考えてやったものが、追加要望をかけていただいて、1億5,900万ほどで、こちらの負担金6分の1が約2,654万1,000円。足らない部分ということで、県事業の県単の4分の1については1億6,200万ほどで予算化されておったんですけれども、交付金事業のほうがついたということで、事業費としては4,000万まで縮小されています。県単ではなく補助の6分の1を活用するということで、事業費でいきますと、負担額が1,000万ほどまで落ちたということで、トータルしますと2,100万ほどの町にとっては事業費削減につながったということになっています。

対象面積の買収なんですけれども、令和6年の3月末で38%ほどでございました。令和7年の1月末で、今のところ39.2%、1%ほどしかまだ進んでいないんですけれども、中にはもう交渉を既に進めていらっしゃる場所もあります。

実際に私も立会いをしたりとか、用地の交渉に行ったりとかということは県の用地課と一緒にやっているところなんですけれども、今後令和7年度において、さらなる用地売却を進めていきたいというふうに考えております。

それから、第2工区から第3工区、第4工区というところなんですけれども、この第2工区がまず完成のめどが立ち、その後第3工区を。宇美町側としては第3工区、志免町側では第4工区になるんですけれども、第3工区をすぐ事業化していただきたいという要望はかけていこうというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。8番、黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟）

事業一覧の22ページ、予算書の99ページになります。防災対策事業費。防災士資格取得助成金について質問いたします。

当初の予定では、8名が資格取得されるということで予算を組んでありましたが、補正が12万3,000円、11名増えたということで増額補正しております。

この中で、我々議員も取得させていただいたりしていますが、この内訳を教えてください。

○議長（古賀ひろ子）

太田地域コミュニティ課長。

○地域コミュニティ課長（太田一男）

防災士の資格取得の関係でございます。今年度19名の方が防災士の資格を取られております。そのうち特例で書いていますように、ここで消防団分団長特例で3名の方が。それ以外の方で16名の方。16名のうち今回、今年に限りましては議員さんが2名ほど防災士の資格を取られています。

○議長（古賀ひろ子）

黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟）

分かりました。消防団の分団長経験者は特例ですぐ申請して取得できるんですが、ほかの方は講習を受けながらしっかり勉強していただいて、取得するという形になると思いますが、ここ数年の資格取得申請者の推移、どのようなものか教えてください。

○議長（古賀ひろ子）

太田課長。

○地域コミュニティ課長（太田一男）

令和５年度までが４４名取られています。合計で今年が１９名取られていますので、６３名ほどになりますか。令和５年度までの４４名の内訳でございますけれども、特例で取られた方が１３名、そのうち１名の方が議員さんでございます。それと特例以外に取られた方が３１名、３１名のうち議員さん５名取られております。

宇美町議会の中で議員さん合計８名です、防災士の資格を取られている状況でございます。

○議長（古賀ひろ子）

黒川議員。

○議員（８番 黒川 悟）

徐々に取得されるという、そういう前向きな方が増えてきたんじゃないかなという気がします。今後資格取得申請者に対する人数制限とか、今期は何人ですよとかいう、そういう制限は持たれるつもりはあるのか、ないのか。

○議長（古賀ひろ子）

太田課長。

○地域コミュニティ課長（太田一男）

令和７年度当初予算においては、今年度以上の人数の枠を予算要求をさせていただく予定にしています。人数については制限を設けなく、できる限り多くの方に防災士を取っていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。歳出６款農林水産業費から９款消防費までの質疑を終わります。

次に、歳出１０款教育費から１２款公債費までの質疑に入ります。予算書１００ページ中段から１２３ページまでの間で、ページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。４番、丸山議員。

○議員（４番 丸山康夫）

事業一覧でいきますと２５ページです。予算書は１０７ページです。宇美東中学校の施設整備費。宇美東中学校校舎外壁等改修事業についてお尋ねいたします。

まず、なぜこの時期の補正予算計上になったのか、経緯を説明してください。併せて２億超えの予算案なんです。通常なら例えば厚生文教常任委員会でお諮りするなり、あるいは全員協議会

に諮るなりすると思います。

今回は多分何も説明されていないと思います、何で説明がないんですか。併せて説明してください。

○議長（古賀ひろ子）

川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

まず、この補正で上げた理由ということですが、うちのほうの計画では、7年度当初に上げて7年度に工事をするという予定にしておりました。ただ、申請しております国の交付金の関係で、国から補正で上げると補正予算債が使えるという情報が来ましたので、これ通常の率ですと、起債は充当率が75%で、交付税措置が30%のところ、充当率が100%、それから交付税措置が50%ということで、有利な状況で地方債が使えるということですので、うちもちょっと慌てて3月の補正にのせるというような状況になりました。

それから、説明につきましては通常この大型事業をうちのほうは毎年ずっとやっておりますけれども、大体工事が実は議会案件なので、工事の案件を出す前に大体いつも説明をしておりました。

もう1つはさっき言いましたように、補正にのせるつもりはあまりなかったんですけど、突然ちょっとそういう情報が来たために、慌ててのせたということもありまして、まだ全協のほうで説明をしておりませんが、言われれば大型事業ということで、事前に説明あっていいんじゃないかということは今、御指摘を受けて反省しておるところです。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

やはりきちんと説明した上で、時間的な余裕がなかったと。起債もかなり有利な起債が使えるということもあったんでしょうけど、やはり2億超えなんで、その辺はしっかり説明を踏んで予算計上に結びつけてほしかったかなと思っています。

また、昨年、今年度ですけれども、6年度、宇美小学校の外壁塗装工事が行われまして、足場を組んだ際に、鉄筋の爆裂とか、想像以上に見つかり多額の補正予算を組むことになったんです。

それ自体致し方ないんですけれども、問題は増額分の費用負担の問題なんです。たしか1,500万円ほどの国の交付金、これ取り損なっているんです。二度とこのような状況が発生してはいけないと思っております。

そういったことも全協とかで説明していただいたら、ちゃんとやっているんですかということも聞けたんです。だからあえて今聞いているんですけれども、二度とこのような事態があっては

ならないと思っております。

こういった事態が起こらないように、どのような取組をされますか。あるいはやっぱり人員体制の強化なんていうのを、きちんと担保しないといけないんじゃないかなと思いますけれども、そのあたり、きちんとサポートしてあげているんですか。そういった考えはあるんですか。回答してほしいと思います。

こっち側になるんじゃないですか。聞いてました。大丈夫ですか。二度と宇美小学校の事案が発生しないように、国の交付金を取り損なわないようなことが担保されているんですか、ぜひお答えいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子）

川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

まずは、担当課のほうから今御指摘のあった、実は宇美小学校の外壁の件で、うちの落ち度があったという部分についてなんですけれども、今回のこの東中学校の校舎外壁については、そのことを踏まえて、宇美小のときもそうだったんですけど、まずはうちのほうは専門家がいませんので、管財課の専門家と連携をしてやっているというのはもう毎回のことです。

今回のこの設計におきましては、さきに言った補正率です、これについては過去の桜原や宇美小学校の外壁等の結果から、今のところひび割れ補修等の補正については2.0倍を使っの設計にしております。ですので、設計額についてはうちのほうでは補正も入れていますので、大丈夫だろうと。

ただ、御理解いただきたいのは、恐らくこの工事の終盤にはやっぱりどうしても誤差が出ると思うので、変更契約というのはお願いする形になるかと思いたすけれども、そのあたりは御理解いただきたいと思いたす。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

学校教育、巨大な工事案件たくさん抱えているんですね。そしてきちんとやっぱり技術職なり、そういったことが管理できる人間を配置しておかないと、回らないんじゃないかということをお心配しているんです。担保していただけるんですか、そういったところは。どうなんですかということをお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子）

原田副町長。

○副町長（原田和幸）

人員配置の問題になりますので、今ここで確約するということは非常に難しいところではあるんですけども、令和6年度の採用に当たっては、建築の専門職を1人採用しております。7年の4月に配置をするようにしておりますので、非常に技能を持った職員というふうに判断をさせていただいています。

ですから、彼の力をどのように使うかも含めて、今全体を見ながら配置計画を考えているところでございますが、これまでも管財課のほうでサポートもしてきましたけれども、去年学校教育もたくさんの施設を抱えた中で、なかなか十分に行き届いていなかった点もあったかと思いますので、それも踏まえたところで、しっかりサポートができる体制を構築していきたいというふうに思っています。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。歳出10款教育費から12款公債費までの質疑を終わります。

これで歳出の質疑を終わります。

次に、歳入一括質疑に入ります。予算書16ページから45ページまでの間でページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

ページ数でいきますと25ページになります。公園施設使用料で、一本松公園駐車場の使用料が、なんと398万円1,000円減額になっているんです。一体見込みの何割減額になったのかということと、その要因どのように捉えておられるのか回答してください。

○議長（古賀ひろ子）

石川環境課長。

○環境課長（石川和男）

一本松公園駐車場の使用料でございますけど、当初予算計上時が1,503万円というところで見込んでおって予算を計上しておったところですが、年度末決算を見越して今回398万ほどの減額というふうになったわけでございます。

一本松公園の駐車場につきましては、令和3年の10月からゲートを設置し、料金を取っているということになりまして、やはりピークがそのコロナ禍というところで令和4年度の収入、駐車場の料金というのが2,000万近くあったといったところで、やはりコロナ禍で屋内での密を避けるために屋外である一本松公園、こういったところでの利用が増えたといったところで認識をしているところでございます。

現在、一本松公園のPR等も行っているところですが、春先には桜の開花情報、一本松公園だけではなく、町内の緑道であったり、宇美公園とか、そういったところを周知しながら、PR活動を行っております。

ただ、また駐車料金に対しても3時間以内無料といった枠がございます。こういった利用3時間範囲内での利用も多かったといったところが要因かと思います。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

コロナ禍における一時期のキャンプブーム、去ったとはいえど、そのときにキャンプって楽しいよって感じた方、まだまだたくさんおられると思うんですよ。町内・町外から一本松公園御利用していただきたいと思っていますが、どんな対策、今ちょろっと言われましたけども、足りねえんじゃないかなと本当に思っています。

町の観光のホームページです、あります。全然更新してないんです。観光パンフレットのぶらりうみまち、どんな効果があられたのか、配布して。しっかり効果があられたとは言い難いような状況が、ここに如実に出てきてるんじゃないかなと思います。

SNS関係も一本松公園の宣伝、ゼロとは言いませんけれども、もうほぼやってないんじゃないのと言っていいんじゃないかなと思います。もうちょっと何か対策考えられませんか。大事な収入源なんですよ。400万落ちてるんですよ。何か考えられませんか。対策をぜひ言ってください、誰か、誰でもいいですよ、お願いします。

○議長（古賀ひろ子）

石川課長。

○環境課長（石川和男）

令和7年度の予算におきまして、都市整備課のほうになりますけども、緑の基本計画というものを策定するようになっております。

そういった中で、一本松公園の施設の在り方、駐車場だけではなく、例えばオートキャンプスペースを設けるなりとか、そういった施設使用料とかも収入源と充てられるかと思ひますし、そういったところでのPRというのが今後必要になっていこうかと思ひますが、いずれにしても都市整備課のほうで策定します緑の基本計画、こういった中で位置づけを決めていければというふうに考えております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（４番 丸山康夫）

あとPRですよ。そこもしっかり環境課じゃないかと思いますが、環境課もやってください。シティプロモーションもやってください。町を挙げてやっぱりやっていく必要があると思っています。

あと１点、今３時間以内の利用が増えているんじゃないかなというところなんですけれども、現在３時間まで無料なんですよ。これをもうちょっと細かくしてもいいのかなという気はしています。

例えば、水くみ行ったら１０分で終わりますよね、水くみは。そういったところは除外するとしても、やっぱり１時間ぐらいに利用時間を狭めたら。利用料金も５００円単位じゃなくてとか、２００円とか３００円とか、そういったこともあると思います。ぜひ、そういった利用料金の見直しも含めて、短時間の利用にも対応できるようなことも考えていただければと思いますが、その対する見解はいかがでしょうか、回答してください。

○議長（古賀ひろ子）

石川課長。

○環境課長（石川和男）

駐車料金の見直しといったところになります。

現在３時間以内が無料というところで、一本松公園には水くみ場というのもあります。実際１時間程度、１時間、１時間半ぐら이가無料で、それ以降はちょっと料金の加算。そういったところもこれまでの利用状況をデータ化して、検証しながら料金体系については見直しの時期に来ているのかなというふうに考えておりますし、そういったところを７年度に検証をやってまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにありませんか。４番、丸山議員。

○議員（４番 丸山康夫）

ページ数は３９ページで、ふるさと応援基金繰入金２,４８８万５,０００円。これに関連してちょっとお尋ねしたいと思っていますけれども、令和６年度末、基金残高がどのくらいになっているのかお尋ねしたいと思います。

いろんな基金もありますけど、できたら全部答えていただきたいなと思っています。６年度末と、そしてこれが５年度末と比較して増えているのか減っているのか、そのあたりで説明していただきたいと思いますが、大丈夫ですかね、お願いします。

○議長（古賀ひろ子）

工藤企画財政課長。

○企画財政課長（工藤正人）

基金ごとですね。今基金のほう全部で6あります。それぞれで回答させていただきますと、まずは財政調整基金でございますけど、まだ6年度終わっていないので見込みになりますけれども、令和6年度末で22億1,476万8,000円ぐらいになります。これが、前年度が22億9,245万円程度でしたので、差引きで7,768万2,000円ほど減になる予定です。

次に、農業振興事業費財政基金ですけども、これについては前年度と変わらないということで、利子分が若干何百円か入ってくるかなというぐらいでございますけども、3,037万円ぐらいの残高となっています。

それから、庁舎建設等基金ですけども、これが令和6年度末が12億1,382万3,000円ほどです。令和5年度末が11億7,938万8,000円でしたので、3,443万5,000円ほど増えるということになります。これは、町有地の売却収入等をここに今積立てをしているので増えているという状況です。

それから、歩み出そう次の100年基金です。これが令和6年度末は1,607万5,000円程度。前年度が1,981万1,000円程度でしたので、373万6,000円程度減になります。これはもう積立てを行っておらず、共働事業に支出をしていますので、減になっているという状況です。

それから、森林環境譲与税の基金がございますが、これが令和6年度末が746万円ほどになります。前年度、令和5年度末が433万7,000円程度でしたので、312万2,000円ほどの増となりますが、これは譲与税を使ってやる事業が譲与税よりも少なければ、残りの分は全部積立てを行っていったまでするので、少しずつ増えていっているという状況です。

それから、最後にふるさと応援基金ですけども、これが令和6年度末は1億6,576万8,000円。前年度末が1億4,275万6,000円でしたので、2,301万2,000円の増となります。これはふるさと宇美町応援寄附金が今年度多くなっているということから、これも増えてきているという状況です。

全体で言いますと、令和6年度末の見込みが36億4,826万円ほどです。前年度が36億6,911万円でしたので、全体で見たところでは2,084万8,000円ほど減になります。若干の減ということですね。36億のうちの2,000万ですから。

ただ、ここ7年間ずっと積み増しをしてきていました。8年ぶりに今回若干の減になりますので、ちょっと厳しい状況なのかなというふうには思っているところです。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（４番 丸山康夫）

こういったのを、事業一覧の中にちょっと書いていただけたらありがたいかなと思っていますので、御検討いただけたらと思いますけれども、７年度当初予算後にこれがどのように移行しているのかというのは答えることができますか。そのあたりが一番知りたいところなんですけど、いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子）

工藤課長。

○企画財政課長（工藤正人）

まだ７年度始まっていない時点でちょっと７年度の見込み、１年間の見込みと言われると非常に難しいところではあるんですけれども、当然ながら物価の上昇というのは続いていくような感じではありますし、少なくとも人件費は必ず上がっていくというふうに国のほうが言っていますので、上がっていくと思っています。

そうすると、経常経費がどんどん上がっていくんです。経常経費は削れないからですね。なので、じゃあどういうふうにやっていくかとなると投資的経費、事業的などところをどう抑えていくかということにはなってくるかと思うんですけれども、そうした中でもう御存じだと思いますけれども、令和７年度の当初予算は６億を超える基金を取り崩して、予算編成をしなければならないという状況になってしまっていますので、この令和６年度、今年度が当初が５億２，０００万の取崩しを取り戻せなかった、財政調整基金の取崩しを取り戻せなかったということから考えると、６億を超える繰入れを行いながら、７年度１か年間やっていくとなると、基金は若干減っていくのかなというふうに思いますので、この１年間のうちでそうならないように、事業等の組立てというのはしっかり考えながら、予算化していかないといけないのかなというふうにちょっと、肝をくくっているところです。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにありませんか。４番、丸山議員。

○議員（４番 丸山康夫）

予算書でいくと４３ページなんです。ここに学校教育施設の整備の事業債がありますけれども、ちょっといろいろ上がっているんです。例えば防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債というのがあります。

東中学校の外壁塗装はここを使うというふうに書いてあるんです、１億３，２６０万。でも、宇美小学校の外壁改修は、ここを減額して学校教育施設の整備事業債というふうに振り替えているんです。４３ページです。

何でこんなことが起こっているのかなというのが疑問です。回答できましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子）

川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

この事業債の関係なんですが、はっきり申しまして、実際はこの国土強靱化で宇美小学校の外壁も予定をしておりました。

ただ、国に申請して国から下りてきた結果が、この国土強靱化ではないというような結果を受けたために、今回この、要は国土強靱化が使えないというような状況ということです。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

これ、どっちがいいかというと、やっぱり防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債のほうが充当率であったり、後の交付金で返ってくる分とかが多いと思うんですね。

先ほどもちょっと聞いたんですけど、宇美東中学校の外壁塗装の改修工事で、補正事業債、ここでいいんですか、名目としては。そこをもう1回確認したいんです。確実に一番使いやすい利率のいいとか、交付税措置とかそういったのが一番いいやつを使ってほしいんですけど、それがこれなのかということを確認したいと思います。お願いします。

○議長（古賀ひろ子）

川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

先ほど申しましたように、宇美小の場合がそういうことになってしまっていたので、今回間違いないかということで、国のほうにも確認をしました。確認をした結果、国土強靱化というのがつくという結果でしたので、今回ここで上げさせてもらっています。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。歳入一括質疑を終わります。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

83ページで、本当は環境のところで聞きたかったんですけども、あえて総括でお聞きしま

すけれども、委託料で地球温暖化対策実行計画策定業務委託料、これは181万円ほど減額されているんです。

この地球温暖化対策実行計画というのはでき上がったんですか。途中経過も何にも私は知らないんですけれども、これ厚生文教できちんと協議されたということなのか、でき上がっていたら全協でやっぱりちょっと報告していただかなければいけないんじゃないかなと思ひまして、あえてお聞きしますけれどもいかがなんでしょうか。

○議長（古賀ひろ子）

石川環境課長。

○環境課長（石川和男）

失礼いたします。この実行計画ですけれども、契約期限は3月末ぐらいになっています。今印刷をかけている状況でございまして、5月あたりの全協あたりに製本したものを議員さんのほうにお配りし、その中で説明をさせていただくといったところで考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

完成の日にちはいつなんですか。完成したものをぽんと渡すんですか。ちゃんと事前に話しとかなきゃいけないことがたくさんあるんじゃないんですか。だから言っているんですけれども、いかがなんでしょうか。

○議長（古賀ひろ子）

石川課長。

○環境課長（石川和男）

5月の全員協議会の折に、製本したものを議員さんのほうに配付し、その中で説明をさせていただきたいというところで、今のところ考えております。内容等についてです。（発言する者あり）契約期限は今年度末になっておりますので、その納品された後にというところです。全員協議会の折に説明をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。総括質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第20号 令和6年度宇美町一般会計補正予算（第9号）を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長（古賀ひろ子）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

○議会事務局長（太田美和）

起立願います。礼。お疲れさまでした。

15時34分散会
